

令和2年度 第1回箕面市廃棄物減量等推進審議会 次第

日時:令和3年(2021年) 3月22日(月)

午前10時00分～

場所:箕面市役所 本館2階 特別会議室

- 1 開会挨拶
- 2 審議会議題

【報告1】箕面市災害廃棄物処理計画について

【報告2】箕面市一般廃棄物処理実施計画における目標値の見直しについて

【案件1】令和3年度箕面市一般廃棄物処理実施計画について

- 3 その他

箕面市災害廃棄物処理計画の概要

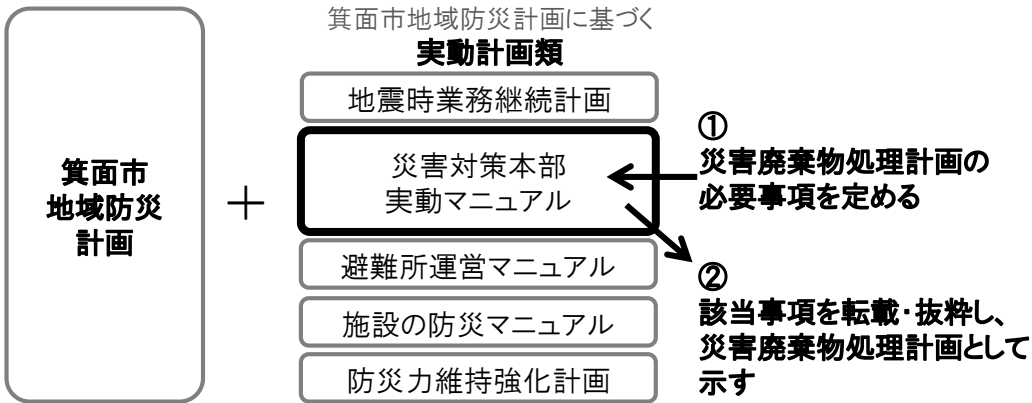
1. 策定の背景

- ・東日本大震災で大量の災害廃棄物が発生したことを受け、環境省は「災害廃棄物対策指針」「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を策定している。
- ・市区町村に計画作成の義務はないが、環境省は「廃棄物処理は市区町村の業務で、災害時に混乱する恐れがある」として、早期の作成を要請している。
- ・大阪府内では、43団体のうち14団体が策定済み(令和2年12月現在)。

2. 本市における防災計画のルール

- ・本市では、防災関係の計画・マニュアル類は、分野別に持つのではなく、市地域防災計画とそれに基づく実動計画類に集約するルールであり、分野別計画として外部に示す必要がある場合は、市地域防災計画と実動計画類から該当部分を転載・抜粋して掲載する。(過去に消防本部において緊急消防援助隊受援計画を同手法で策定済み。)
- ・よって、災害廃棄物処理計画についても、実動マニュアルの一つである「災害対策本部実動マニュアル【市民窓口対策部】」を改訂して必要事項を定めた上で、そこから転載・抜粋する形で策定する。

箕面市の防災計画体系



3. 計画の構成と各章の概要

1. 総則 (市地域防災計画から転載・抜粋)

計画に係る総合的な事項

- 1-1. 箕面市災害廃棄物処理計画の位置づけ
- 1-2. 組織体制と廃棄物処理業務の位置づけ
- 1-3. 従事職員の訓練

2. 災害対応体制 (実動マニュアルから転載・抜粋)

初動対応、外部支援要請、備蓄資機材等の平時の備え

- 2-1. 発災時の初動体制
- 2-2. 災害時の連絡と支援要請
- 2-3. 資機材・備品等の備蓄

3. 災害対策に係る基礎情報 (実動マニュアル資料編から転載・抜粋)

災害対策業務の方針や基礎となるデータ類

- 3-1. 災害時に発生する廃棄物の種類と処理の基本方針
- 3-2. 廃棄物の発生量予測
- 3-3. 本市の処理能力
- 3-4. 生活ごみ仮集積所の設置
- 3-5. 災害がれき仮置き場の設置
- 3-6. 仮設トイレの調達・設置

4. 災害対策業務 (実動マニュアルから転載・抜粋)

災害対策のタイムラインと実施手順

- 4-1. 風水害時
- 4-2. 地震時

4. 生活ごみ仮集積所／災害がれき仮置き場

- ・家庭から出るごみを臨時的に集積排出する「生活ごみ仮集積所」を状況に応じ設置する。

項 目	生活ごみ仮集積所
対 象	家庭から排出される燃えるごみ・燃えないごみ・かん・びん・大型ごみ
設置基準	a)家屋倒壊等により細街路での収集車の通行が困難な場合【通行困難エリアで設置】 b)車両または人員の被災により収集リソースが不足する場合【市全域で設置】
候 補 地	主要幹線道路の歩道上、公園(広さを問わない)、公共施設の敷地 等 ※あらかじめ候補地は選定しない ※可能な限り数多く設置する
運用期間	指定した日程に指定したごみを集積排出してもらい、その日のうちに収集を完了する
運用体制	常駐監視は行わない

- ・家屋倒壊や浸水等により生じたがれきを集積・一時保管する「災害がれき仮置き場」を状況に応じ設置する。

項 目	災害がれき仮置き場
対 象	被災した建築物、建具・家具家電、車両等
設置基準	環境クリーンセンターで保管・処理が困難な量の災害がれきが発生している場合 a)被災エリアが局地的な場合【被災エリアのみで設置】 b)被災エリアが全市的な場合【全市域で設置】
候 補 地	○一次候補地群 5か所 (市民生活への影響が少ない市有地) ○二次候補地群 25か所 (一定の条件を満たす公園緑地等)
運用期間	処理能力(外部支援も含む)に応じて順次がれきを搬出しつつ、2年以内を目標に搬出を完了する
運用体制	1か所につき3名以上を配置

◆災害がれき仮置き場の候補地

- ・災害がれき仮置き場は、被災状況に応じ、あらかじめ選定した候補地から設置場所を決定する。
- ・候補地は、市民生活への影響が比較的少ない市有地の「一次候補地群」と、公園緑地等の「二次候補地群」に分類し、初動期には一次候補地群から優先して設置し、災害がれきの発生量が多い場合(第一候補地群に設置した仮置き場の受入れ可能量の7割を超えた場合を目安とする)に、二次候補地群へと拡大する。
- ・候補地は、次表の条件に基づき機械的に抽出した。

種別	抽出条件	抽出結果
一次候補地群	・市民生活への影響が少ない市有地 ・2t車以上が乗り入れ可能 ・病院及び学校・幼稚園・保育所が隣接していない ・市地域防災計画により初動期の災害活動拠点に指定されていない	5か所 計27,957㎡
二次候補地群	・市内の公園緑地等 ・面積が2,000㎡以上 ・2t車以上が乗り入れ可能 ・病院及び学校・幼稚園・保育所が隣接していない ・国道171号、国道423号(新御堂筋)に面していない ・市地域防災計画により避難地に指定されていない	25か所 計99,686㎡

計 30か所・127,643㎡

- ・すべての候補地に仮置き場を設置した場合、敷地面積としては12.76haとなり、本市において最大の被害規模が想定されている有馬高槻断層帯地震における仮置き場の推計必要面積9.13haの約1.4倍となるが、実際の利用にあたっては以下の点を考慮する必要がある、有効面積は8割程度(約10ha)と見込む。

◆注意点

- ・地域防災ステーション(自治会等の災害活動拠点)となっている公園は、自治会等が使用するスペースと仮置き場として利用するスペースを棲み分ける(特にベンチ型資機材庫のある場所は自治会等の使用スペースとして確保する)。
- ・住宅が隣接する公園緑地は、住宅側に一定の緩衝空地を設ける。
- ・傾斜地は使用しない。

候補地リストは裏面へ

災害がれき仮置き場 候補地リスト

◆一次候補地群

一次候補地群においては、項番の若い順に優先的に設置する。

項番	候補地名	エリア	面 積	最大車両
1	環境クリーンセンター	東部	2,100㎡	10t車
2	止々呂美残灰処理場	北部	15,357㎡	10t車
3	眺望の丘	東部	2,800㎡	10t車
4	彩都なないろ公園北側駐車場	東部	6,900㎡	10t車
5	国文4号線茨木能勢線接続地資材置場	東部	800㎡	3.5t車

◆二次候補地群

二次候補地群については掲載順と優先順位に関連性はなく、エリアごとの災害がれき発生量等を考慮して必要に応じ設置する。

エリア	項番	候補地名	面 積	最大車両	備 考
西部	1	止々呂渚公園	5,419㎡	3.5t車	地域防災ステーション・傾斜地有り
	2	瀬川南公園	4,053㎡	3.5t車	地域防災ステーション
	3	桜南公園	3,222㎡	3.5t車	地域防災ステーション・傾斜地有り
	4	半町北公園	2,896㎡	3.5t車	
	5	新稲西公園	2,467㎡	3.5t車	地域防災ステーション
中部	6	新船場西公園	6,100㎡	3.5t車	地域防災ステーション
	7	杉谷公園	6,094㎡	2t車	地域防災ステーション・出入口狭小
	8	新船場南公園	5,200㎡	3.5t車	地域防災ステーション
	9	ナギノ木公園	4,100㎡	3.5t車	地域防災ステーション
	10	南山北公園	3,864㎡	3.5t車	
	11	山手公園	3,030㎡	3.5t車	地域防災ステーション
	12	西宿2号公園	2,289㎡	3.5t車	
東部	13	北の杜公園	7,004㎡	3.5t車	地域防災ステーション
	14	南の杜公園	5,000㎡	3.5t車	
	15	小野原南1号公園	4,998㎡	3.5t車	
	16	皿池公園	4,891㎡	3.5t車	地域防災ステーション
	17	小野原西3号公園	4,665㎡	3.5t車	
	18	間谷西公園	4,029㎡	3.5t車	地域防災ステーション
	19	荒内谷公園	3,200㎡	3.5t車	
	20	小野原西4号公園	2,815㎡	3.5t車	
	21	やまもも公園	2,800㎡	3.5t車	傾斜地有り
	22	間谷堂ノ前公園	2,600㎡	3.5t車	地域防災ステーション・傾斜地有り
	23	小野原公園	2,600㎡	3.5t車	地域防災ステーション
北部	24	星ヶ丘公園	3,813㎡	3.5t車	
	25	止々呂美ふるさと自然館グラウンド	2,537㎡	3.5t車	

◆候補地と受入れ品目

・仮置き場に近接する住宅への影響を最小限に抑え、かつ、処理の効率化をめざし、候補地群ごとに受け入れ可能な品目（分別区分）を限定する。

分別区分	一次候補地群		二次候補地群
	環境クリーンセンター	左記以外	
一般可燃物	○	○	○
一般不燃物	○	○	○
木くず	○	○	○
コンクリート殻	○	○	○
金属くず	○	○	○
腐敗性廃棄物	○	×	×
廃家電	○	○	×
廃自動車	×	×	×
有害廃棄物	○	×	×
その他処理困難物	○	×	×

←廃自動車は仮置きせず解体業者等に直接引き渡す（発生量は少量と見込まれる）

・一次候補地群においては、処理の効率化のため、候補地ごとに優先して受け入れる品目を次表のとおりとする。

項番	候補地名	優先品目
1	環境クリーンセンター	初動期は全品目
2	止々呂美残灰処理場	コンクリート殻、鉄くず
3	眺望の丘	一般可燃物、一般不燃物
4	浄水場前資材置場北	木くず、コンクリート殻、金属くず ※「南」は隣接住宅があるため一般可燃物の受入れは行わないこと
5	浄水場前資材置場中	
6	浄水場前資材置場南	
7	新稲の森市民緑地	木くず、コンクリート殻、金属くず
8	彩都なないろ公園北側駐車場	木くず、金属くず
9	国文4号線茨木能勢線接続地資材置場	廃家電

箕面市 災害廃棄物処理計画

—災害対策本部実動マニュアル【市民窓口対策部】転載・抜粋—

令和3年（2021年）2月

箕面市

目次

1. 総則

- 1-1. 箕面市災害廃棄物処理計画の位置づけ
 - 1-1-1. 箕面市地域防災計画との関係
 - 1-1-2. 国指針及び大阪府計画との関係
 - 1-1-3. 本計画の改変
- 1-2. 組織体制と廃棄物処理業務の位置づけ
 - 1-2-1. 箕面市災害対策本部の組織体制
 - 1-2-2. 災害廃棄物に係る組織体制
- 1-3. 従事職員の訓練

2. 災害対応体制

- 2-1. 発災時の初動体制
 - 2-1-1. 配備基準
 - 2-1-2. 配備人数
 - 2-1-3. 配備人員
 - 2-1-4. 特別な場合の参集場所の指定
- 2-2. 災害時の連絡と支援要請
 - 2-2-1. 市民窓口対策部内の連絡
 - 2-2-2. 対策部間の連絡
 - 2-2-3. 支援要請
- 2-3. 資機材・備品等の備蓄

3. 災害対策に係る基礎情報

- 3-1. 災害時に発生する廃棄物の種類と処理の基本方針
 - 3-1-1. 廃棄物の種類
 - 3-1-2. 優先順位
 - 3-1-3. 処理目標期間
- 3-2. 廃棄物の発生量予測
 - 3-2.1. 生活ごみの発生量予測
 - 3-2-1-1. 家庭生活ごみ
 - 3-2-1-2. 避難所ごみ
 - 3-2-2. し尿の発生量予測

- 3-2-2-1. 家庭のし尿
- 3-2-2-2. 避難所のし尿
- 3-2-2-3. 避難所以外のし尿
- 3-2-3. 災害がれき
 - 3-2-3-1. 地震時の災害がれき
 - 3-2-3-2. 風水害時の災害がれき
- 3-3. 本市の処理能力
 - 3-3-1. 処分設備の能力
 - 3-3-2. ストック容量
 - 3-3-3. 収集運搬能力
 - 3-3-3-1. 収集車両の台数と1台あたりの収集運搬能力
 - 3-3-3-2. 市環境クリーンセンターへの搬入ルートと所要時間
 - 3-3-3-3. 隣接市町の処理施設までの主要運搬ルートと所要時間
- 3-4. 生活ごみ仮集積所の設置
 - 3-4-1. 設置基準
 - 3-4-2. 設置場所
 - 3-4-3. 分別区分
- 3-5. 災害がれき仮置き場の設置
 - 3-5-1. 設置基準
 - 3-5-2. 搬入条件
 - 3-5-3. 分別区分
 - 3-5-4. 必要面積
 - 3-5-5. 候補地
 - 3-5-6. 候補地と受入れ品目
 - 3-5-7. 仮置き場のレイアウト例
 - 3-5-8. 仮置き場からの搬出
- 3-6. 仮設トイレの調達・設置
 - 3-6-1. 必要数
 - 3-6-2. 設置場所

4. 災害対策業務

- 4-1. 風水害時
 - 4-1-1. 風水害時の主な業務
 - 4-1-2. 実施手順
 - 4-1-2-1. 警戒配備に係る部内連絡
 - 4-1-2-2. 所管施設の警戒・警戒支援
- 4-2. 地震時
 - 4-2-1. 地震時の主な業務のタイムライン

4-2-2. 実施手順

- 4-2-2-1. 所管施設の状況確認、市民の安全確保【発災後 1 時間】**
- 4-2-2-2. 人命救助・道路啓開にかかるがれき等の撤去【発災後 1 時間】**
- 4-2-2-3. 総務対策部への状況報告【発災後 3 時間】**
- 4-2-2-4. 総務対策部への状況報告【発災後 1 2 時間】**
- 4-2-2-5. 生活ごみ・し尿収集体制の整備【発災後 1 2 時間】**
- 4-2-2-6. 生活ごみ仮集積所の設置【発災後 1 2 時間】**
- 4-2-2-7. 職員の 2 交代制の実施【発災後 1 日】**
- 4-2-2-8. 生活ごみ・し尿の収集開始【発災後 1 日】**
- 4-2-2-9. 職員の 3 交代制の実施【発災後 2 日】**
- 4-2-2-10. 仮設トイレの設置・し尿収集の調整【発災後 2 日】**
- 4-2-2-11. 災害がれき仮置き場の設置【発災後 3 日】**
- 4-2-2-12. 災害がれき仮置き場の安全・衛生保持【発災後 4 日目以降】**
- 4-2-2-13. 災害廃棄物処理実行計画の策定【発災後 4 日目以降】**
- 4-2-2-14. 災害がれき処理にかかる広域支援の要請【発災後 4 日目以降】**
- 4-2-2-15. 災害がれきの撤去【発災後 4 日目以降】**
- 4-2-2-16. 災害がれきの処分【発災後 4 日目以降】**

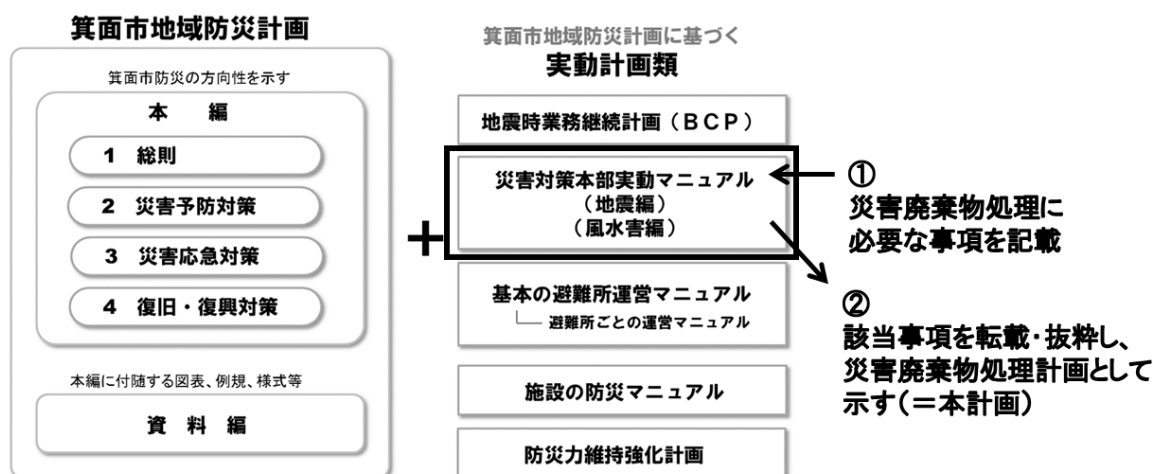
1. 総則

1-1. 箕面市災害廃棄物処理計画の位置づけ

1-1-1. 箕面市地域防災計画との関係

箕面市では、災害時に係る計画、マニュアル類を分野別に持つのではなく、箕面市地域防災計画とそれに基づく実動計画類（下図参照）に集約することになっており、分野別の内容をまとめて示す必要がある場合は、市地域防災計画と実動計画類から該当部分を転載・抜粋して示し、かつ、転載・抜粋元を明記して、常に元の計画類を参照できるようにするルールである。

このルールに基づき、箕面市災害時廃棄物処理計画（以下、「本計画」という）は、「災害対策本部実動マニュアル（地震編）（風水害編）」（以下、「実動マニュアル」という）から関係部分を転載・抜粋して示す。



（図：市地域防災計画「1-1-2 計画の構成」から抜粋＋追記）

1-1-2. 国指針及び大阪府計画との関係

本計画の抜粋元となっている実動マニュアルのうち、災害廃棄物関係業務に関する部分は、環境省が示す災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改定版）を参考に、大阪府災害廃棄物処理計画（平成 29 年 3 月策定・令和元年 7 月修正。以下、「府計画」という。）との整合を図って策定されている。

1-1-3. 本計画の改変

本計画は、災害対策本部実動マニュアルからの抜粋であるため、本計画の修正等が必要な場合は、転載・抜粋元の記述を修正した上で、本計画に反映するものとする。

また、災害対策本部実動マニュアルが改訂された場合は、本計画に転載・抜粋した部分の修正の有無を確認し、速やかに本計画に反映するものとする。

1-2. 組織体制と廃棄物処理業務の位置づけ

1-2-1. 箕面市災害対策本部の組織体制

箕面市災害対策本部（以下、「災害対策本部」という）は、平常時の組織とは異なる9つの「対策部」で構成され、災害廃棄物に関する業務は、市民窓口対策部の担当業務である。

市民窓口対策部は、平常組織における市民部長が「市民窓口対策部長」として指揮命令を行い、主な担当部局は市民部である。

対策部の名称	主な担当部局	対策部長
総務対策部	総務部、競艇事業局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、会計室	総務部長
情報対策部	市政統括、議会事務局	市政統括監
市民窓口対策部	市民部	市民部長
保健福祉対策部	健康福祉部	健康福祉部長
応急復旧対策部	みどりまちづくり部、地域創造部、上下水道局、農業委員会事務局	みどりまちづくり部長
生活支援対策部	子ども未来創造局、人権文化部	子ども未来創造局長
消防保安対策部	消防本部	消防長
医療救護対策部	市立病院	市立病院事務局長
北部特別対策部	※任命による	※任命による

* 市地域防災計画「3-1-1-1-5 対策部及び対策部長」から抜粋

（各対策部の分担）

対策部名	担当業務
市民窓口対策部	1 市民からの通報、相談等の聴取及び各部への報告に関すること 2 弔慰金、見舞金、義援金、支援金等の支給に関すること 3 罹災市民に対する融資に関すること（商工業者対象を除く） 4 遺体に関すること 5 罹災証明・被災証明の発行に関すること（証明に必要な調査を含む） 6 し尿及びごみ処理等に関すること 7 がれき・廃材等の処理等に関すること

* 市地域防災計画「3-1-1-1-6 対策部の応急対策業務分担」から抜粋

なお、実動マニュアルは対策部ごとに策定されているため、本計画の転載・抜粋元は、市民窓口対策部の実動マニュアル（風水害・地震編合冊）である（以下、単に「実動マニュアル」という）。

1-2-2. 災害廃棄物に係る組織体制

市民窓口対策部のうち、環境クリーンセンター及び環境整備室が災害廃棄物関係業務を担う。

環境クリーンセンターの責任者は所長で、主にゴミ処理施設と処分関係（処分に関する広域調整を含む）を担当する。

環境整備室の責任者は室長で、ゴミ、し尿の収集運搬と災害廃棄物の仮置場関係を担当する。

1-3. 従事職員の訓練

災害廃棄物に関する災害対応業務に従事する職員の訓練は、箕面市防災力維持強化計画に基づき実施する訓練等を通じて行う。

2. 災害対応体制

2-1. 発災時の初動体制

* 実動マニュアル「1. 配備」から抜粋

2-1-1. 配備基準

- ・ 配備レベルは以下のとおりである。（市地域防災計画から）
- ・ 各配備レベルから次のレベルへの移行は、災害の状況に応じ段階的に行う。

風水害

配備レベル	配備時期	配備内容
警戒配備	気象状況等により災害発生のおそれが予測されるとき	・ 情報収集活動を実施する体制 ・ 災害対策本部が設置されるとき、要員への連絡等を実施する体制
実動配備	小規模な災害が発生したとき、またはまさに発生しようとしているとき	小規模の災害応急対策を実施する体制
総員配備	市域の広い範囲に災害が発生しているとき、またはまさに発生しようとしているとき	市の総力を挙げて防災活動を実施する体制

地震

配備レベル	配備時期	配備内容
実動配備	震度4（自動参集）	小規模の災害応急対策を実施する体制
総員配備	震度5弱以上（自動参集）	市の総力を挙げて防災活動を実施する体制

2-1-2. 配備人数

- ・ 配備レベルごとの配備人数は下表のとおりとする。（部長等の災害対策本部員を除く。）

風水害 地震

施設名	警戒配備	実動配備	総員配備
環境クリーンセンター	1人	2人	全員
環境整備室	1人	3人	

2-1-3. 配備人員

- ・警戒配備においては、次表の「◎」印の者が職場待機あるいは参集する。
- ・実動配備においては、次表の者全員が職場待機あるいは参集する。
- ・深夜に配備人員の増強があらかじめ予想される場合において、いったん帰宅したら参集が困難な職員（自宅が遠方、通勤手段が公共交通機関に依存している等）にあつては、帰宅せず職場待機とするなど、可能な限り参集に支障のないよう備えること。

風水害 地震

【令和2年12月現在】

施設名	配備職員	備考
環境クリーンセンター	◎谷川 耕治	地震時初動員を兼ねる
	植村 貴	
環境整備室	◎徳山 秀明	地震時初動員を兼ねる
	岡崎 誠二	
	田中 好幸	

- ・上表の配備職員が待機または参集できないときは、自ら他の職員に代替を依頼するとともに、上席者に連絡すること。

2-1-4. 特別な場合の参集場所の指定

* 実動マニュアル「2. 所属職員の参集場所の指定」から抜粋

- ・環境クリーンセンターが勤務公署である職員が、道路状況により環境クリーンセンターに参集できない場合は、本庁（市民部長席横の会議スペース）に参集し、待機すること。
- ・あらかじめ収集車両を市街地（本庁または豊川支所の駐車場など）に退避しているときにあつては、収集車両の退避場所に参集すること。

2-2. 災害時の連絡と支援要請

2-2-1. 市民窓口対策部内の連絡

* 実動マニュアル「4. 市民窓口対策部内の連絡体制」「5. 関係連絡先リスト」から抜粋

- ・各所属からの市民窓口対策部内連絡は、入電室設置前は市民サービス政策室へ、入電室設置後は入電室へ、原則として電話または口頭で報告し、集約する。
- ・庁舎外へ出勤している場合の定時連絡及び緊急連絡は、次により行う。
 - * 携帯電話が通じるときは、携帯電話から入電室へ連絡する。
 - * 携帯電話が通じない場合は、出勤先の近辺にある公共施設または避難所に

設置されている災害時優先電話やM C A無線を使用して入電室に連絡する。

◆部内連絡先

課室名・施設名		外線番号	内線番号	M C A 移動無線機
本 庁 事 務 フ ロ ア	市民サービス政策室	072-724-6717	3660	201
	窓口課	072-724-6726	3220	
	戸籍住民異動室	072-724-6725	3114	202
	国民健康保険室	072-724-6734	3224	
	介護医療年金室	072-724-6733	3378	
	税務課	072-724-6709	3358	
	市民税室	072-724-6710	3367	
	固定資産税室	072-724-6712	3361	
	※防災行政無線番号	80-520-（内線番号）		
出 先 機 関	豊川支所	072-729-4058	7701	343
	止々呂美支所	072-739-0355	7700	342
	環境クリーンセンター	072-729-4280	6300	—
	環境整備室	072-729-2371	6200	346

◆災害対策本部 代表電話（外線）072-724-5000 ※入電室で受電

対策部名	内線番号
総務対策部	3703・3704
情報対策部	3701
市民窓口対策部（入電室）	3710～3719
地域統括対策部	3702
保健福祉対策部	3709
応急復旧対策部	3706
生活支援対策部	3700
上下水道対策部	3705
消防保安対策部	3707
医療救護対策部	3708

2-2-2. 対策部間の連絡

* 実動マニュアル「6. 対策部間の情報伝達と共有」から抜粋

- ・各課室から他の対策部への連絡や対応依頼等は直接行い、事後に内容を書面にして入電室に報告する。

2-2-3. 支援要請

* 実動マニュアル「5. 関係連絡先リスト」から抜粋

市のリソースで災害対応が困難な場合は、外部支援を要請する。

◆災害時支援協定（市民窓口対策部が支援要請する団体）

- ・以下の3協定については、市民窓口対策部が支援要請窓口となる。
- ・廃棄物の収集エリア、ルート、搬入場所、分別等について具体的な情報を提供し、支援を要請すること。

(近隣自治体との協定)

○協定の名称 北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定

○協定の内容 災害発生時及び事故発生時の廃棄物処理施設、仮置場、収集運搬車両の相互支援

○締結先団体と連絡先(下表)

団体名	担当部署	外線番号	防災行政無線番号
高槻市	市民生活環境部資源循環推進課	072-669-1886	
豊中市	環境部減量計画課	06-6858-2279	80-503-2279
池田市	市民活力部業務センター	072-752-5580	
吹田市	環境部環境政策室	06-6384-1702	80-505-2620
茨木市	産業環境部資源循環課	072-620-1814	80-511-2720
摂津市	生活環境部環境業務課	072-634-0210	
島本町	都市創造部環境課	075-962-2863	80-533-288
豊能町	建設環境部環境課	072-736-1190	
能勢町	環境創造部地域振興課美化衛生係	072-734-3171	80-535-681
豊中市伊丹市 クリーンランド	総務課	06-6841-5395	
猪名川上流広域 ごみ処理施設組合	総務課	072-734-7287	

(民間団体との協定)

協定の名称	内容	締結先	代表連絡先
災害における廃棄物 処理等に関する協定	廃棄物の収集運搬	箕面市環境整備協力 会(加盟13社)	弘伸商事(株) 072-729-8755

◆大阪府及び他自治体に広域支援を求める場合

- ・大阪府及び他自治体への広域支援要請は、総務対策部から行う。
- ・支援が必要な場合は、総務対策部に次の事項を伝達すること。
 - * 支援の種類(応援職員や応援車両の派遣、火葬やごみ処理の受け入れ、物資の提供など)
 - * 支援の規模(人数、車両台数、資機材の数など)
 - * 支援の期間(見通せる場合は具体的に。不明の場合は「不明」です)
 - * 受け入れ態勢(駐車スペース、待機場所など)
 - * その他、支援団体にとって参考となると考えられる情報

2-3. 資機材・備品等の備蓄

* 実動マニュアル「7. 必要な資機材・備品等の保管場所」から抜粋

市は、以下の資機材・備品等の備蓄を行う。

種別	資機材・備品等	数量	保管場所
ごみ処理	生活ごみ仮集積所の表示看板類	25 組	環境クリーンセンター 工場棟 1 階事務所前ロッカー
	災害がれき仮置き場の表示看板類	5 組	
	分別区分の仕分け用ロープ	30 巻	
	手指消毒用アルコール液	18 リットル	
	防塵マスク（アスベスト対応）	25 個	
	ヘルメット	25 個	
	ゴーグル	25 個	
	安全靴	25 足	
	皮手袋	25 双	
	懐中電灯	10 本	
	消火器	12 本	

- ・ 使用期限のある資機材・備品等については、購入時期を平準化し、毎年度一定数を買替えること。
- ・ 平常時の業務にも使用する資機材・備品等は、ローリングストックを実施すること。
- ・ 災害対策本部運営訓練の際には、毎回必ず資機材・備品等の在庫と保存状態を確認すること。
- ・ 災害時に資機材・備品等が不足し、自ら調達が困難な場合は、総務対策部に調達を求めること。

3. 災害対策に係る基礎情報

* 実動マニュアル【資料編】から抜粋

3-1. 災害時に発生する廃棄物の種類と処理の基本方針

3-1-1. 廃棄物の種類

災害時に本市で発生すると見込まれる廃棄物を、次表のように分類、定義する。

大分類	小分類	内容
生活ごみ	家庭生活ごみ	家庭から排出される燃えるごみ・燃えないごみ・かん・びん・大型ごみ等
	避難所ごみ	避難所で排出される主に燃えるごみ
し尿	家庭のし尿	平常時から汲み取りしている家庭のし尿
	避難所のし尿	避難所で汲み取りを要するし尿
	避難所以外のし尿	避難所以外に設置された仮設トイレで発生するし尿
災害がれき	—	被災した建造物、建具・家具家電、車両等

3-1-2. 優先順位

処理（「収集」・「運搬」・焼却や埋め立て等の「処分」を総称して「処理」という。以下同じ）における緊急度を次表のとおりとし、緊急度の高い事項に優先して取り組むものとする。ただし、最終的に迅速な処分につなげるには、排出段階からの分別の確保など計画的な行動が必要であることに留意する。

緊急度	項目	内容
高 ↑	道路啓開	人命救助、避難等を阻害する道路上の廃棄物の収集運搬等
	公衆衛生の確保	衛生を損なう廃棄物（燃えるごみ、し尿等）の収集運搬等
	市民生活の正常化	生活圏内からの災害がれきの撤去等
	適正処理	分別の確保、迅速な処分等

3-1-3. 処理目標期間

処理の目標期間を次表のとおりとする。

項 目	目標期間
家庭生活ごみ（燃えるごみ）・避難所ごみの収集運搬	3 日以内に収集開始
し尿の収集運搬	3 日以内に収集開始
家庭生活ごみ（燃えるごみ以外）の収集運搬	2 週間以内に収集開始
生活圏内の災害がれきの撤去（仮置き場への搬入含む）	6 か月以内に完了
災害がれきの仮置き場からの搬出	2 年以内に完了
リサイクル処理及び最終処分	3 年以内に完了

3-2. 廃棄物の発生量予測

3-2.1. 生活ごみの発生量予測

3-2-1-1. 家庭生活ごみ

家庭から排出されるごみのうち燃えるごみは、避難者（自宅を離れ、避難所や親族宅などで一時的に生活する者）の増加に反比例して減少するが、どの程度減じるかの予測は困難であることから、初動期においては平常時と同程度の量の排出があると見込む。

一方、燃えないごみ、大型ごみ等については、家庭内で損壊した建具・家具・家電等が、災害がれきとしてではなく家庭ごみとして排出されるため、平常時よりも増量が予想される。

平成 30 年の大阪北部地震に始まる連続災害時において、災害に起因して発生した燃えないごみ・大型ごみを無料排出できる期間を設けた際（6～10 月の 5 か月間）に排出された量は、前年同時期比で約 1.6 倍であったことに鑑み、家庭生活ごみとして排出される燃えないごみ・大型ごみは、例年の 1.6 倍と見込む。

3-2-1-2. 避難所ごみ

避難所では、主に食糧、飲料などの空容器、残飯、紙類（紙おむつ、ティッシュペーパー等）の発生が予測される。また、飲料容器（主にペットボトル）は、平常時の収集であれば資源ごみとして分別排出の対象であるが、洗浄が困難で残存物からの悪臭が懸念される場合は、分別せず燃えるごみとして収集する。

想定されるごみの種類と重さを次表のとおり見込み、避難所からの燃えるごみの発生量は、「原単位×避難者数」で予測する。

ごみの種類		単位重量	発生量/日	重量/日	補正率	原単位
弁当の空容器・残飯		43g/個	3 個/人	129g	－	129g
ペットボトル 500ml		30g/本	5 本/人	150g	－	150g
紙おむつ	乳幼児	120g/個	5 個/人	600g	2.2%	13.2g
	大人アウター	84g/個	1 個/人	84g	0.4%	0.3g
	大人パッド	208g/個	4 個/人	832g	0.4%	3.3g
その他紙類		30g/式	1 式	30g	－	30g
計						326g

※弁当は容器 30 g・内容物 340 g、残食率 3.6%（平成 27 年度農林水産省食品ロス統計調査報告（外食調査）の「食堂・レストランでの割合」）で積算

※紙おむつの単位重量は使用済みのもので、「日本衛生材料工業連合会」資料から引用

※紙おむつの補正率は、避難者のうち紙おむつを使用する人数を算出するための数値で、「ごみ袋乳児・福祉加算を受けている人数÷箕面市人口」で算出

なお、避難者の生活から燃えないごみ、大型ごみが多く発生することは予測しがたいことから、平常時の当該施設から排出されるごみとして処理することと

し、特別な発生量は見込まない。

3-2-2. し尿の発生量予測

3-2-2-1. 家庭のし尿

災害時であっても、平常時から変化しないものと見込む。

3-2-2-2. 避難所のし尿

本市の避難所（最初に開設する避難所 14 か所）には、以下のとおり応急トイレ設備の備蓄がされており、上水道が断水した場合は、避難所運営者によって設置される。

種 類	数 量	備 考
マンホールトイレ	84（6×14 避難所）	下水道管に直結
仮設トイレ	28（2×14 避難所）	便槽容量 470 ℓ
車いすトイレ	14（1×14 避難所）	便槽容量 255 ℓ
ポータブルトイレ	420（30×14 避難所）・凝固剤使用タイプ	し尿はごみとして処理

マンホールトイレは、下水道が機能していればし尿の汲み取りは不要であり、仮設トイレ・車いすトイレは常時汲み取りが必要である。

また、避難所の応急トイレ設備は、避難者が使用するだけでなく、周辺エリアにおける自宅被災者も使用しに来ることが予想されることから、単純に避難者数で予測することはできない。

よって、避難所運営者からおおよそのトイレ使用人数等を聴き取り、「原単位 1.7 ℓ/日/人（国指針より）×使用人数」で発生量を予測する。

なお、一般的なマンホール内部の空間の体積は 0.76 立方メートル（直径 0.9m、高さ 1.2m）であるが、バキューム車での汲み取りに際しては水を足してし尿を希釈する必要があることから、蓄積可能なし尿量は体積の半分、380 ℓと見込む。

3-2-2-3. 避難所以外のし尿

避難所以外の市施設にはマンホールトイレの備蓄（本庁舎 11、ライフプラザ 5、市立病院 5、武道館 4、第二総合運動場 5）があるが、被災状況によっては、周辺エリアの自宅被災者のために仮設トイレを調達し設置することもある。

また、入院病床のある医療機関、入所系福祉施設等に仮設トイレが設置される場合も想定される。

いずれの場合も、施設の管理者から仮設トイレの使用人数を聴き取り、「原単位 1.7 ℓ/日/人（国指針より）×使用人数」で発生量を予測する。

3-2-3. 災害がれき

3-2-3-1. 地震時の災害がれき

地震による災害がれきの発生量は、「被害建物の延べ床面積(㎡)×面積当たりのがれき発生量(t/㎡)＝(全壊・焼失棟数＋半壊棟数/2)×1棟当たり延べ床面積×面積当たりのがれき発生量」で積算され、地震における想定災害ごとの本市の発生量の推計結果は次表のとおりである。(大阪府推計による)

想定災害名	被害想定			推計発生量	
	全壊棟数	半壊棟数	出火件数	可燃物	不燃物
上町断層帯地震 A	2,444 棟	3,484 棟	3 件	67,000t	206,000t
上町断層帯地震 B	53 棟	139 棟	0 件	2,000t	8,000t
生駒断層帯地震	64 棟	163 棟	0 件	2,000t	9,000t
有馬高槻断層帯地震	5,556 棟	5,907 棟	7 件	137,000t	430,000t
中央構造線断層帯地震	0 棟	1 棟	0 件	0t	0t
東南海・南海地震	20 棟	57 棟	0 件	1,000t	3,000t

また、南海トラフ巨大地震については別途推計されており、本市では揺れによる発生量が 14,000t で、その他(液状化、津波、急傾斜、火災)による発生量は 0 である。

なお、実際の発生量は、表の推計を参考に、全半壊棟数から予測する。

3-2-3-2. 風水害時の災害がれき

国指針によると、水害時の家屋被害にかかる災害がれきの発生原単位は次表のとおりである。

被害規模	発生原単位
全 壊	117t/棟
半 壊	23t/棟
床上浸水	4.60t/棟
床下浸水	0.62t/棟

発生量は、「原単位×全半壊及び浸水棟数」で予測する。

3-3. 本市の処理能力

3-3-1. 処分設備の能力

市環境クリーンセンターにおける各処理設備の規模は、次表のとおりである。

設備機能	規 模	年間処理能力*
ごみ焼却	240 t / 日 (120 t / 日 × 2 基)	32,803t/年
粗大ごみ処理	28.5 t / 5h (回転式・二軸破碎機の合計)	10,934t/年

し尿希釈処理	4 m ³ /日	
かんびん選別	10t/5h	
最終処分（残灰埋め立て）	残 35,256 m ³ （覆土を除くと 23,975 m ³ ）	

* 処理能力は、府計画が示す算定式「処理可能量＝定格処理能力(t/日)×稼働日数×(1－平均稼働率)」で算出。

【稼働日数】ごみ焼却：268 日/年（(365 日－年間停止日数 85 日)×調整係数 96%）

粗大ごみ処理：250 日/年（(365 日－年間停止日数 104 日)×調整係数 96%）

（調整係数は、軽微な故障・事故等による短期間停止を想定した補正率）

【平均稼働率】府計画「焼却可能量の推計」に基づき、当該施設の稼働実績（処理量・稼働日数）から算出

3-3-2. ストック容量

燃えるごみのピット容量は 1,000t で、ごみ焼却機能が停止した場合、平常時の燃えるごみ（家庭ごみ＋事業系ごみで、100t/日）約 10 日分を貯蔵することができる。

環境クリーンセンター内で廃棄物の仮置き場として使用できるスペースは 2,100 m²であり、粗大ごみ処理及びかんびん選別機能が停止した場合、平常時の燃えないごみ・大型ごみ・かんびん（家庭ごみ＋事業系ごみで、20t/日）約 190 日分を貯蔵することができる。

なお、駐車場上階は耐荷重が低く仮置き場として使用できないことに留意すること。

3-3-3. 収集運搬能力

3-3-3-1. 収集車両の台数と 1 台あたりの収集運搬能力

本市が保有している収集車両及び委託業者が受託事業の実施に使用している収集車両は次表のとおりである。

ごみ種	車両種別	所有	台数	収集可能量・世帯数／台／回
燃えるごみ／かん	ロータリー車 2t	市	4 台	2,000kg・500 世帯
		業者	9 台	
	ロータリー車 4t	業者	1 台	2,400kg・600 世帯
燃えるごみ	パッカー車 2t	市	1 台	2,000kg・500 世帯
		業者	4 台	
	パッカー車 3.5t	市	3 台	2,800kg・700 世帯
		業者	1 台	2,650kg・663 世帯
びん	ダンプ車 2t	市	3 台	2,000kg・793 世帯
		業者	8 台	
大型ごみ・危険ごみ	ダンプ車 2t	市	5 台	2,000kg・821 世帯
燃えないごみ	パッカー車 3.5t	市	2 台	2,800kg・1,019 世帯
ペットボトル	パッカー車 2t	市	2 台	2,000kg・683 世帯
	パッカー車 3.5t	市	1 台	2,800kg・1,504 世帯
し尿	バキューム車	市	1	1,800 世帯

* 1 世帯当たり排出量は令和元年度実績の平均値を使用

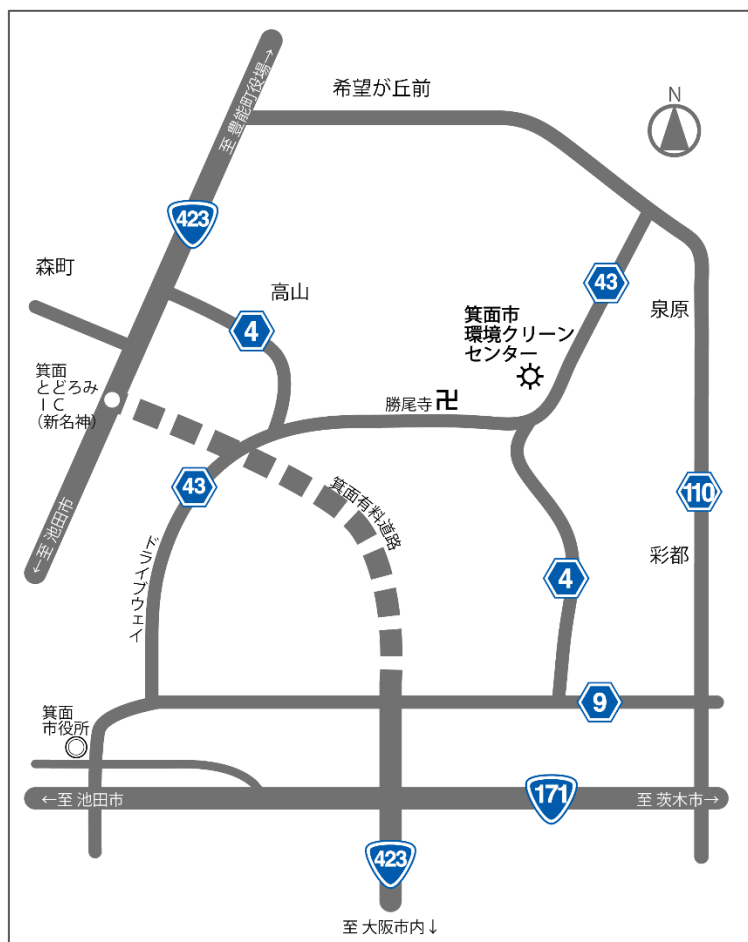
3-3-3-2. 市環境クリーンセンターへの搬入ルートと所要時間

市環境クリーンセンターは山間部に位置しているため、市街地からのアクセスルートががけ崩れなどの災害発生、あるいは雨量等の基準値超過等による通行止めが発生するリスクが高い。

迂回路は次表・次図のとおりであり、収集計画を立てる際には、運搬の所要時間増加による影響を加味する必要がある。

収集経路	使用路線	所要時間・距離*
①平常時経路	府道 4 号	20～28 分・9.0km
②箕面ドライブウェイ経由	府道 43 号	24～35 分・11.1km
③箕面市彩都・茨木市泉原経由	国道 171 号・府道 1 号・ 府道 110 号・府道 43 号	28～45 分・16.7km
④箕面有料道路・豊能町高山経由	箕面有料道路・国道 423 号・ 府道 4 号・府道 43 号	40～50 分・25.4km
⑤箕面有料道路・豊能町希望ヶ丘前経由	箕面有料道路・国道 423 号・ 府道 110 号・府道 43 号	40～45 分・26.9km

* 所要時間は、箕面市役所を起点に Google Map のナビ機能で試算（災害による渋滞等未考慮）



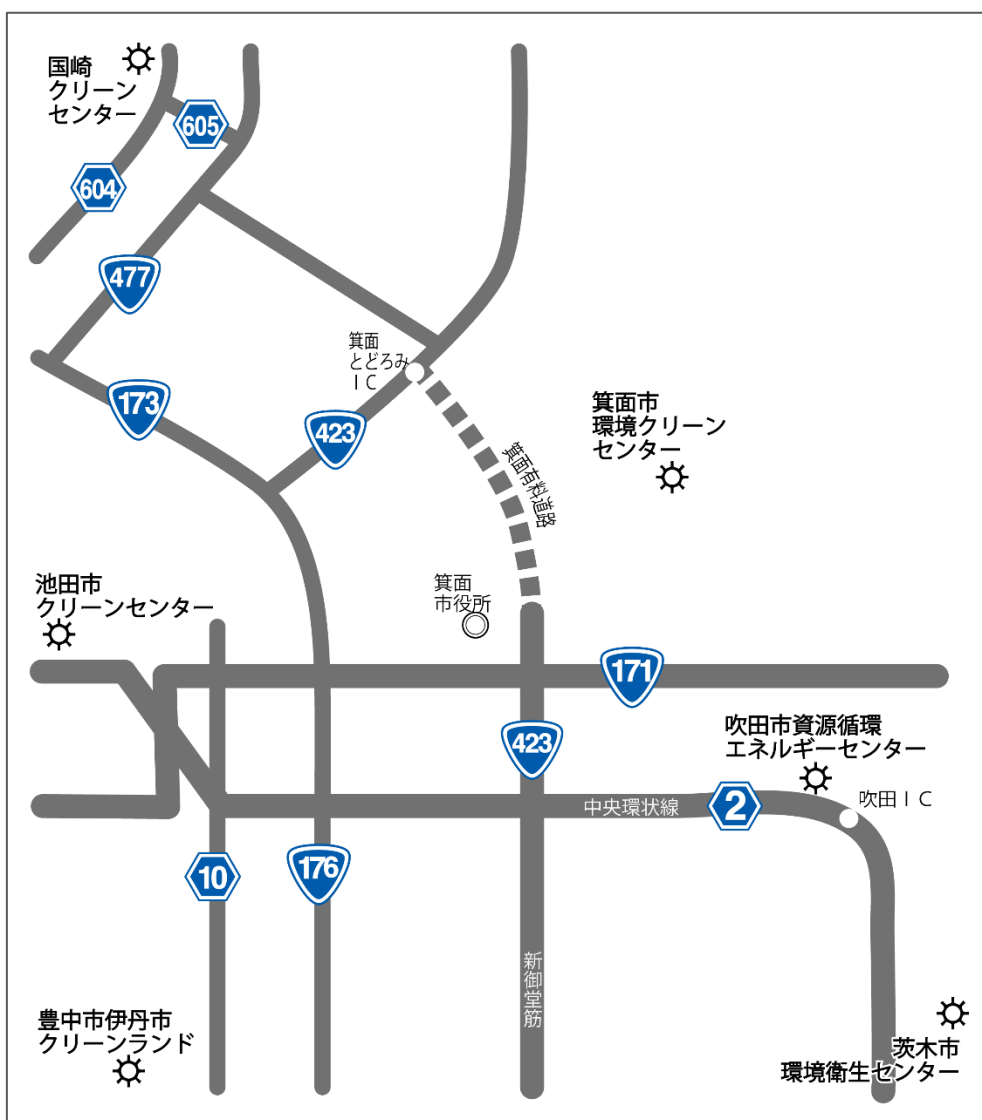
3-3-3-3. 隣接市町の処理施設までの主要運搬ルートと所要時間

市環境クリーンセンターの各設備でゴミ処理ができない（あるいは能力が不足する）場合は、他の処理施設に処理を依頼し、ゴミを運搬することになる。

依頼先の優先候補となる隣接市町の処理施設と、そこまでの主要運搬ルート及び所要時間は、次表・次図のとおりである。

施設名	使用路線	所要時間*
①豊中市伊丹市クリーンランド	国道 171 号・府道 10 号	16～45 分・10.6km
②池田市クリーンセンター	国道 171 号	12～26 分・7.5km
③国崎クリーンセンター	箕面有料道路・国道 423 号・ 国道 477 号・兵庫県道 605 号	30～45 分・20.1km
④吹田市資源循環エネルギーセンター	国道 171 号・国道 423 号・ 府道 2 号	16～28 分・10.2km
⑤茨木市環境衛生センター	国道 171 号・国道 423 号・ 府道 2 号	26～65 分・16.0km

* 所要時間は、箕面市役所を起点に Google Map のナビ機能で試算（災害による渋滞等未考慮）



3-4. 生活ごみ仮集積所の設置

3-4-1. 設置基準

家庭生活ごみの通常収集が困難な場合は、市内に生活ごみ仮集積所を設置する。

生活ごみ仮集積所は、倒壊家屋などにより細街路での収集車の通行が困難な場合には通行困難エリアにおいて設置し、車両または人員の被災によるリソース不足で通常収集が困難な場合は、全市域で設置する。

3-4-2. 設置場所

生活ごみ仮集積所は、主要幹線道路の歩道上、公園（広さを問わない）、公共施設の敷地等に設置する。

長期間ごみを保管する場所ではないため、あらかじめ候補地を選定せず、状況に応じて場所、設置数を調整する。

設置にあたっては、対応可能な範囲でできる限り数多く設置し、かつ、地理的に偏りのないよう努める。

3-4-3. 分別区分

生活ごみ仮集積所に排出するごみの分別区分は、平常時の家庭ごみと同様とする。

3-5. 災害がれき仮置き場の設置

3-5-1. 設置基準

市環境クリーンセンターでの保管・処理が困難な量の災害がれきが発生している場合は、市内に仮置き場を設置する。

仮置き場は、災害がれきの発生量と被災状況に応じて、次表の３段階で設置する。

発生量	被災状況	設置段階
市施設で保管・処理が可能	小規模	設置しない
市施設で保管・処理が困難	中規模（被災エリアが限定的）	被災エリアのみで設置する
	大規模（被災エリアが全市的）	全市域で設置する

3-5-2. 搬入条件

仮置き場に搬入できる廃棄物は、次の条件による。

- ・ 箕面市内で発生した災害がれき（一般廃棄物）であること
- ・ 搬入時間、搬入ルート、分別区分等の指示を順守して搬入できること

3-5-3. 分別区分

災害がれきは、処理の効率化やリサイクルのため、次表の区分で分別する。

項番	分別区分	内容	予測割合
1	一般可燃物	繊維類、紙、細かな木くず、小型家具等	18%
2	一般不燃物	プラスチック、ガラス、大型家具、自転車、土砂、細かなコンクリート片等	18%
3	木くず	柱や梁、壁材、直径 30cm を超える倒木等	5.4%
4	コンクリート殻	コンクリート、アスファルト、瓦等	52%
5	金属くず	鉄筋、鉄骨、アルミ等	6.6%
6	腐敗性廃棄物	畳、冷蔵庫から排出された食料等	－
7	廃家電	家電製品類（家電リサイクル法対象・対象外とも）	－
8	廃自動車	自動車、自動二輪車、原動機付自転車等	－
9	有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、化学物質等	－
10	その他処理困難物	消火器、ボンベ類、ピアノ等	－

※「予測割合」は、環境省「災害廃棄物発生量予測（南海トラフ時の近畿地区割合）」より。項番 6～10 の割合は項番 1～5 に含まれる。

※廃家電は、排出の利便性を優先して法対象・対象外を併せて 1 つの分別区分としているが、仮置き場からの搬出時には区分して搬出する。

3-5-4. 必要面積

仮置き場の必要面積は、「集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合）」で積算され、地震における想定災害ごとの本市の必要面積の推計結果は次表のとおりである。（大阪府推計による）

想定災害名	推計発生量（再掲）		推計必要面積	
	可燃物	不燃物	可燃物	不燃物
上町断層帯地震 A	67,000t	206,000t	4.47ha	4.99ha
上町断層帯地震 B	2,000t	8,000t	0.13ha	0.19ha
生駒断層帯地震	2,000t	9,000t	0.13ha	0.22ha
有馬高槻断層帯地震	137,000t	430,000t	9.13ha	10.42ha
中央構造線断層帯地震	0t	0t	0.00ha	0.00ha
東南海・南海地震	1,000t	3,000t	0.07ha	0.07ha
南海トラフ巨大地震	14,000 t		0.15ha	0.30ha

水害時については、本市では津波被害が想定されておらず、また、河川による浸水害のハザードエリアが小規模かつ局地的であることから、仮置き場の設置が不要か、あるいは必要面積は限定的であると推測される。

なお、実際の必要面積は、表の推計を参考に、災害がれきの予測発生量から推計する。

また、がれき等が継続して発生する一方、順次処理していくことから、必要面積のすべてを一度に確保する必要はなく、必要面積の半分程度を目途に確保する。

3-5-5. 候補地

災害がれき仮置き場は、被災状況に応じ、あらかじめ選定した候補地から設置場所を決定する。

候補地は、市民生活への影響が比較的少ない市有地の「一次候補地群」と、公園緑地等の「二次候補地群」に分類し、初動期には一次候補地群から優先して設置し、災害がれきの発生量が多い場合（一次候補地群に設置した仮置き場の受入れ可能量の7割を超えた場合を目安とする）に、二次候補地群へと拡大する。

候補地は、次表の条件に基づき機械的に抽出した。

候補地の種別	抽出条件	抽出結果
一次候補地群	・市民生活への影響が少ない市有地 ・2t車以上が乗り入れ可能 ・病院及び学校・幼稚園・保育所が隣接していない ・市地域防災計画により初動期の災害活動拠点に指定されていない	5 か所 計 27,957 m ²
二次候補地群	・市内の公園緑地等 ・面積が2,000 m²以上 ・2t車以上が乗り入れ可能 ・病院及び学校・幼稚園・保育所が隣接していない ・国道171号、国道423号（新御堂筋）に面していない ・市地域防災計画により避難地に指定されていない	25 か所 計 99,686 m ²
計		30 か所 計 127,643 m ²

すべての候補地に仮置き場を設置した場合、敷地面積としては12.76haとなり、本市において最大の被害規模が想定されている有馬高槻断層帯地震における仮置き場の推計必要面積9.13haの約1.4倍となるが、実際の利用にあたっては以下の点を考慮する必要がある、有効面積は8割程度（約10ha）と見込む。

◆注意点

- ・地域防災ステーション（自治会等の災害活動拠点）となっている公園は、自治会等が使用するスペースと仮置き場として利用するスペースを棲み分ける（特にベンチ型資機材庫のある場所は、30m×30m以上を自治会等の使用スペースとして確保する）。
- ・住宅が隣接する公園緑地は、住宅側に一定の緩衝空地を設ける。
- ・傾斜地は使用しない。

候補地のリストは次表のとおりである。

一次候補地群においては、項番の若い順に優先的に設置する。

二次候補地群については掲載順と優先順位に関連性はなく、エリアごとの災害がれき発生量等を考慮して必要に応じ設置する。

◆一次候補地群

項番	候補地名	エリア	面積	最大車両
1	環境クリーンセンター	東部	2,100 m ²	10 t 車
2	止々呂美残灰処理場	北部	15,357 m ²	10 t 車
3	眺望の丘	東部	2,800 m ²	10 t 車
4	彩都なないろ公園北側駐車場	東部	6,900 m ²	10 t 車
5	国文4号線茨木能勢線接続地資材置場	東部	800 m ²	3.5 t 車

◆二次候補地群

エリア	項番	候補地名	面積	最大車両	備考
西部	1	止々呂瀨公園	5,419 m ²	3.5t 車	地域防災ステーション・傾斜地有り
	2	瀬川南公園	4,053 m ²	3.5t 車	地域防災ステーション
	3	桜南公園	3,222 m ²	3.5t 車	地域防災ステーション・傾斜地有り
	4	半町北公園	2,896 m ²	3.5t 車	
	5	新稲西公園	2,467 m ²	3.5t 車	地域防災ステーション
中部	6	新船場西公園	6,100 m ²	3.5t 車	地域防災ステーション
	7	杉谷公園	6,094 m ²	2t 車	地域防災ステーション・出入口狭小
	8	新船場南公園	5,200 m ²	3.5t 車	地域防災ステーション
	9	ナギノ木公園	4,100 m ²	3.5t 車	地域防災ステーション
	10	南山北公園	3,864 m ²	3.5t 車	
	11	山手公園	3,030 m ²	3.5t 車	地域防災ステーション
	12	西宿2号公園	2,289 m ²	3.5t 車	
東部	13	北の杜公園	7,004 m ²	3.5t 車	地域防災ステーション
	14	南の杜公園	5,000 m ²	3.5t 車	
	15	小野原南1号公園	4,998 m ²	3.5t 車	
	16	皿池公園	4,891 m ²	3.5t 車	地域防災ステーション
	17	小野原西3号公園	4,665 m ²	3.5t 車	
	18	間谷西公園	4,029 m ²	3.5t 車	地域防災ステーション
	19	荒内谷公園	3,200 m ²	3.5t 車	
	20	小野原西4号公園	2,815 m ²	3.5t 車	
	21	やまもも公園	2,800 m ²	3.5t 車	傾斜地有り
	22	間谷堂ノ前公園	2,600 m ²	3.5t 車	地域防災ステーション・傾斜地有り
	23	小野原公園	2,600 m ²	3.5t 車	地域防災ステーション
北部	24	星ヶ丘公園	3,813 m ²	3.5t 車	
	25	止々呂美ふるさと自然館グラウンド	2,537 m ²	3.5t 車	

3-5-6. 候補地と受入れ品目

仮置き場に近接する住宅への影響を最小限に抑え、かつ、処理の効率化をめざし、候補地群ごとに受け入れ可能な品目（分別区分）を限定する。

項番	分別区分	一次候補地群		二次候補地群
		環境クリーンセンター	左記以外	
1	一般可燃物	○	○	○
2	一般不燃物	○	○	○
3	木くず	○	○	○
4	コンクリート殻	○	○	○

5	金属くず	○	○	○
6	腐敗性廃棄物	○	×	×
7	廃家電	○	○	×
8	廃自動車	×	×	×
9	有害廃棄物	○	×	×
10	その他処理困難物	○	×	×

廃自動車については、本市では津波被害が想定されておらず、また、河川による浸水害のハザードエリアが小規模かつ局地的であることから、大量の廃自動車が発生することが想定されないこと、また、市民が自ら運搬することは困難でレッカー車等による運搬になること、市環境クリーンセンターでの処分ができないこと等に鑑みると、仮置き場に搬入し一時保管することなく、専門の解体業者等に直接引き取りを依頼することが合理的であると考えられることから、仮置き場での受け入れは行わない（ただし、業者等による引き取りが困難などやむを得ない場合は、環境クリーンセンターでの受け入れを検討する）。

また、一次候補地群においては、処理の効率化のため、候補地ごとに優先して受け入れる品目を次表のとおり定める。

項番	候補地名	優先品目
1	環境クリーンセンター	初動期は全品目
2	止々呂美残灰処理場	コンクリート殻、鉄くず
3	眺望の丘	一般可燃物、一般不燃物
4	彩都なないろ公園北側駐車場	木くず、金属くず
5	国文4号線茨木能勢線接続地資材置場	廃家電

なお、二次候補地群においても、広さ及び品目ごとの発生量に応じて、1か所ごとの排出品目を絞り込み、複数の仮置き場で分担する場合がある。

3-5-7. 仮置き場のレイアウト例

仮置き場は、場内を一方通行とし、進行ルートと分別区分を掲示する。

次図に環境クリーンセンター内に設置する仮置き場のレイアウトと、公園に設置する場合の一例として大規模公園2園のレイアウトを示す。

環境クリーンセンターは、初動期においては全9品目を受け入れるため、9品目の置き場を設定するが、その後、その他の一次候補地群に拡張する際には、受け入れ品目を限定し、他の仮置き場と役割分担することも検討する。

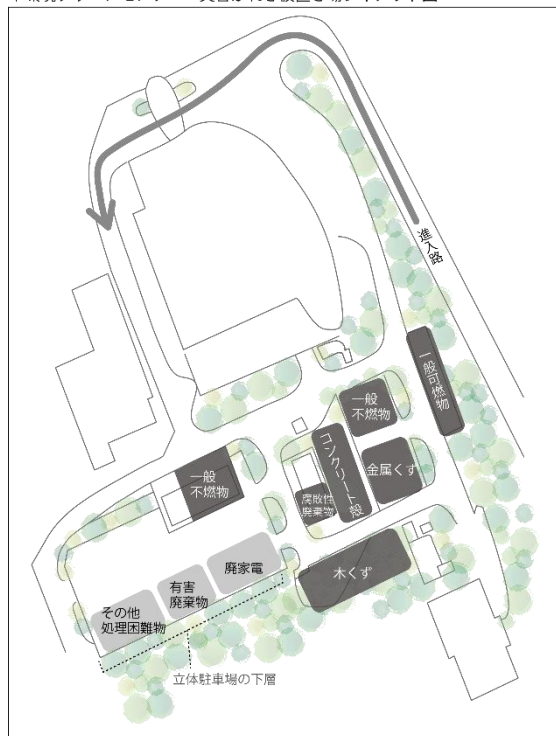
また、二次候補地群において5品目を受け入れる広さが確保できない場合は、安全性を優先し、受け入れ品目数を減らすことを検討する。

◆環境クリーンセンター内仮置き場

市環境クリーンセンター現況図

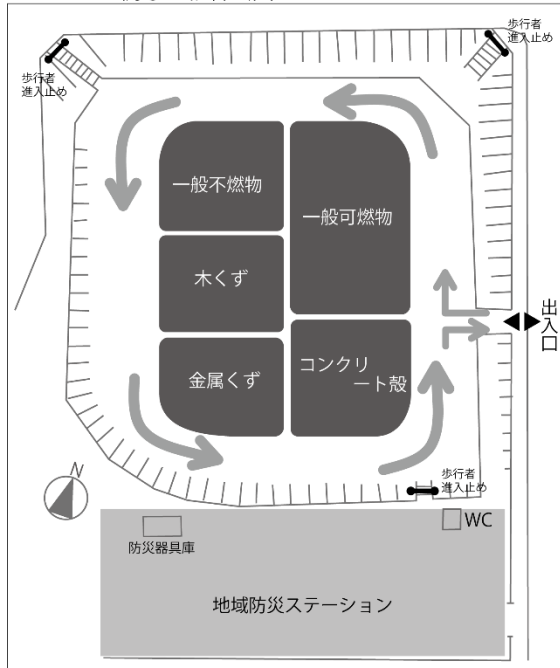


市環境クリーンセンター 災害がれき仮置き場レイアウト図



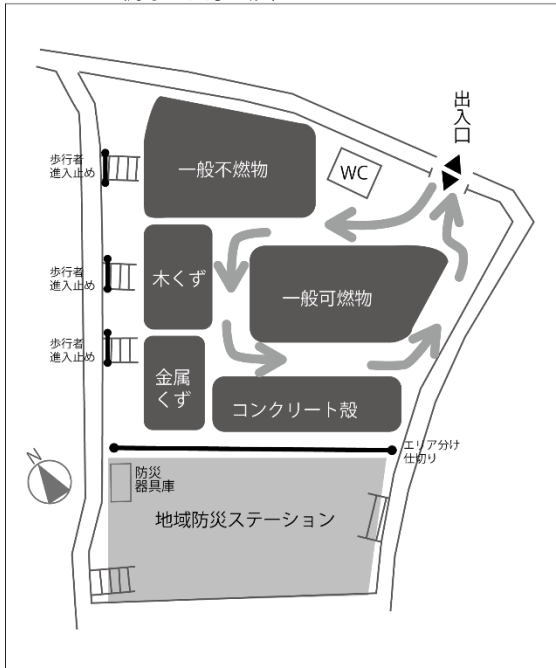
◆大規模公園

レイアウト例① 杉谷公園



*地域防災ステーションは、高低差により仮置き場スペースと区分する。
*仮置き場スペースへの歩行者動線は通行止め措置をする。
*通路幅は2 t 車の通行を想定し、2.5m以上を確保する。

レイアウト例② 山手公園



*地域防災ステーションと仮置き場スペースとの境には仕切りを設置する。
*仮置き場スペースへの歩行者動線は通行止め措置をする。
*通路幅は3.5 t 車の通行を想定し、3.0m以上を確保する。

3-5-8. 仮置き場からの搬出

仮置き場で受け入れ、保管した廃棄物は、市環境クリーンセンターで処分可能なものは原則として市環境クリーンセンターに、処分できないものは仮置き場から直接、処分可能な施設に向けて搬出する。

分別区分ごとに本市で処理可能かどうかと、処理できない場合の搬出先の例を次表に示す。

項番	分別区分	本市で処理	処理不能物の搬出先の例	備 考
1	一般可燃物	○	—	
2	一般不燃物	○	—	
3	木くず 倒木	×	木材再生業者等	
	その他	○	—	
4	コンクリート殻	△	大阪湾臨海環境整備センター（フェニックス埋立地）	止々呂美残灰処理場の容量内は本市で最終処分可能
5	金属くず	△		
6	腐敗性廃棄物	○	—	
7	廃家電 法対象	×	(一財)家電製品協会	
	法対象外	○	—	
8	廃自動車	×	自動車解体業者等	
9	有害廃棄物	×	専門処理業者等	
10	その他処理困難物	×	専門処理業者等	

なお、本市で処理可能な品目であっても、設備の被災状況、処理容量の限界等により広域支援先において受け入れを行う場合は、市環境クリーンセンターに一時搬入することなく、直接、受入施設に向けて搬出する。

3-6. 仮設トイレの調達・設置

避難所には応急トイレ設備の備蓄があるが、備蓄量で不足した場合や、避難所以外の病院、入所系福祉施設などから仮設トイレの調達・設置の依頼があった場合の必要数、設置場所の目安を示す。

3-6-1. 必要数

内閣府（防災担当）策定の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成28年度）」によると、災害発生当初のトイレの個数の目安は、避難者約50人あたりに1基とされている。

これを参考に、避難所以外の施設の場合も、トイレ使用者50人に1基を目安とする。

なお、バキューム車の 1 回あたりの汲み取り可能量が 1800 ㍓、仮設トイレの便槽容量が 470 ㍓であることから、1 か所の設置数は 3 ～ 4 基までが望ましい。（それを超えると 2 回の汲み取りが必要となる。）

3-6-2. 設置場所

バキューム車が乗り入れ可能な場所から 30m（バキューム車のホース長）以内の屋外または半屋外（屋根はあってよいが、壁のない場所）であること。

4. 災害対策業務

4-1. 風水害時

4-1-1. 風水害時の主な業務

* 実動マニュアル「8. 市民窓口対策部の主な災害対策業務」から抜粋

配備レベル	市民窓口対策部の主な業務	本稿項番
警戒配備	0-1 警戒配備に係る部内連絡 0-2 所管施設の警戒・警戒支援（実動配備以降も継続）	4-1-2-1 4-1-2-2
実動配備	（以降、状況に応じ地震時に準じる）	4-2 参照
総員配備	（以降、状況に応じ地震時に準じる）	

4-1-2. 実施手順

4-1-2-1. 警戒配備に係る部内連絡

* 実動マニュアル「8. 市民窓口対策部の災害対策業務の実施手順 0-1」転載

- （１）市民安全政策室から警戒配備（または警戒配備前段階の待機等）の指令が出たら、配備人員は、自らの出務の可否を確認し、配備中の動向予定について上席者に報告する。
- （２）自らの出務が困難な場合は、代替の職員を自ら調整し、その旨も含めて上席者に報告する。
- （３）入電室のスタート班の班長は、班員の動向を確認し、当初の出務者を確定するとともに交代要員を決め、待機等の指示をする。
- （４）入電室のスタート班以外の班長は、班員の今後の動向を把握し、長期化による配備交替に備える。

4-1-2-2. 所管施設の警戒・警戒支援（実動配備以降も継続）

* 実動マニュアル「8. 市民窓口対策部の災害対策業務の実施手順 0-2」転載

※注 施設外部の点検、応急措置等を行う際は、風雨の状況等を確認し、身の安全を確保すること。指定管理者・長期包括業務委託の受託者にもその旨伝達すること。

直営施設

- （１）施設建物の内外、外構、周辺道路状況を確認し、建物内部の雨漏り、ガラス等の破損、外壁の損傷、フェンスや標識等の傾きや破損、道路の陥没や側溝からの溢水等があれば、写真を撮影する。

- (2) 異状の有無を報告する。
- (3) その後もすべての配備が解かれるまで定期的に点検し、異状があればその都度報告する。
- ◆異状がある場合
 - (4) 実動配備人員の出務を要請する。それでも不足する場合はその他の職員の出務を要請する。
 - (5) 異状箇所に人が近づかないよう、カラーコーン等で進入禁止等を標示するとともに、ガムテープやワイヤー等で風による飛散を防ぐ等の応急措置を講じる。
 - (6) 道路の異状で、通行者に危険が及ぶ場合は、道路管理室に緊急に指示を仰ぎ、指示に従って措置する。

4-2. 地震時

4-2-1. 地震時の主な業務のタイムライン

* 実動マニュアル「8. 市民窓口対策部の主な災害対策業務」から抜粋

発災後経過時間	市民窓口対策部の主な業務	本稿項番
1 時間	1-1 【共通】 所管施設の状況確認、市民の安全確保 1-5 人命救助・道路啓開にかかるがれき等の撤去	4-2-2-1 4-2-2-2
3 時間	2-1 【共通】 総務対策部への状況報告	4-2-2-3
1 2 時間	3-1 【共通】 総務対策部への状況報告	4-2-2-4
	3-2 生活ごみ・し尿収集体制の整備	4-2-2-5
	3-3 生活ごみ仮集積所の設置	4-2-2-6
1 日	4-1 【共通】 職員の 2 交替制の実施	4-2-2-7
	4-3 生活ごみ・し尿の収集開始	4-2-2-8
2 日	5-1 【共通】 職員の 3 交替制の実施	4-2-2-9
	5-3 仮設トイレの設置・し尿収集の調整	4-2-2-10
3 日	6-1 災害がれき仮置き場の設置	4-2-2-11
4 日目以降	7-4 災害がれき仮置き場の安全・衛生保持	4-2-2-12
	7-5 災害廃棄物処理実行計画の策定	4-2-2-13
	7-6 災害がれき処理にかかる広域支援の要請	4-2-2-14
	7-7 災害がれきの撤去	4-2-2-15
	7-8 災害がれきの処分	4-2-2-16

4-2-2. 実施手順

4-2-2-1. 所管施設の状況確認、市民の安全確保【発災後 1 時間】

* 実動マニュアル「8. 市民窓口対策部の災害対策業務の実施手順 1-1」転載

直営施設

- (1) 施設建物の内外、外構、周辺道路状況を確認し、ガラス等の破損、外壁の

損傷、フェンスや標識等の傾きや破損、道路の陥没等があれば、写真を撮影する。

- (2) 異状の有無を入電室に報告する。
- (3) その後もすべての配備が解かれるまで定期的に点検し、異状があればその都度報告する。

◆異状がある場合

- (4) 異状箇所に人が近づかないよう、カラーコーン等で進入禁止等を標示するとともに、ガムテープやワイヤー等で風による飛散を防ぐ等の応急措置を講じる。
- (5) 道路の異状で、通行者に危険が及ぶ場合は、道路管理室に緊急に指示を仰ぎ、指示に従って措置する。
- (6) 建物内に滞在することが危険と判断される場合は、来庁者、職員等すべての者を屋外に退避させ、建物入口に立ち入り禁止を明示するとともに、その後の行動について市民窓口対策部長の指示を仰ぐ。

災害時特別宣言が発令された場合

- (1) 建物内外の異状の有無にかかわらず、宣言発令により通常業務を全停止し、来庁者を帰宅（状況によっては避難所へ誘導）させる。
- (2) 来庁者用の出入り口を施錠し、入口に業務休止の旨を明示する。
- (3) 来庁者を帰宅（あるいは避難所へ移動）させることが明らかに危険な場合は、屋内が安全な場合に限って施設内に一時留め置き、市民窓口対策部長の指示を仰ぐ。

4-2-2-2. 人命救助・道路啓開にかかるがれき等の撤去【発災後 1 時間】

* 実動マニュアル「8. 市民窓口対策部の災害対策業務の実施手順 1-5」転載

- (1) 災害対策本部室のホワイトボードから全市域の被害状況について情報収集する。
- (2) がれき等により人命救助や緊急交通路、避難路の通行の支障になっている場合は、応急復旧対策部、消防保安対策部と情報を共有し、稼働可能なすべての人員と車両を現場に派遣し、支障となっているがれき等の撤去、運搬を行う。
- (3) 撤去したがれき等を市環境クリーンセンターまで運搬するいとまがないときは、当面の通行等の支障にならない場所（付近の公園等）に一時的に仮置きする。

4-2-2-3. 総務対策部への状況報告【発災後 3 時間】

* 実動マニュアル「8. 市民窓口対策部の災害対策業務の実施手順 2-1」転載

- (1) 各課室は、次の事項を入電室に報告する。
 - ・ 所管施設、車両の状況
 - ・ 職員の参集状況
 - ・ 職員（家族含む）の被災状況
 - ・ 施設内の来庁者の状況
 - ・ 業務停止あるいは継続の状況
 - ・ 職員が登庁中に見聞した被害状況など
- (2) 入電室から総務対策部に報告する（または本部運営会議で口頭報告する）。

4-2-2-4. 総務対策部への状況報告【発災後 1 2 時間】

* 実動マニュアル「8. 市民窓口対策部の災害対策業務の実施手順 3-1」転載

- (1) 各課室は、次の事項を入電室に報告する。
 - ・ 職員の今後の出務の見込み（人員不足が見込まれるかどうか等）
 - ・ 職員（家族含む）の被災状況
 - ・ 業務停止あるいは継続の状況
- (2) 入電室から総務対策部に報告する（または本部運営会議で口頭報告する）。

4-2-2-5. 生活ごみ・し尿収集体制の整備【発災後 1 2 時間】

* 実動マニュアル「8. 市民窓口対策部の災害対策業務の実施手順 3-2」転載

※「生活ごみ」は、家庭生活ごみ＋避難所ごみ、「し尿」は、家庭のし尿＋避難所のし尿＋避難所以外の仮設トイレのし尿。

※ごみ・し尿の発生量予測、車両等のリソース、収集ルート等は【資料編】（本計画においては「3. 災害対策に係る基礎情報」）を参照。

【生活ごみ】

- (1) 市と委託業者の収集作業員、収集車両の被災状況を確認し、当面、稼働可能な台数を確定する。
- (2) 災害対策本部室のホワイトボードから市内の道路状況を確認し、平常時と同じ収集ルートを通行可能か確認する。使用できない場合は、迂回ルートを確認する。
- (3) 生活支援対策部のホワイトボードから避難所の避難人数を確認し、避難所ごみの発生量を予測する。避難所ごみの発生量が多い場合はできるだけ毎日収集をめざし、少ない場合は当該エリアの定日収集日（週 2 回）における収集を計画する。

- (4) 避難所ごみの収集量も鑑みて、家庭生活ごみを通常スケジュールで収集可能か判断し、通常収集が可能な場合は、通常収集を実施する旨を情報対策室と入電室に報告する（市民への広報は情報対策室が行う）。
- (5) 通常収集ができない場合は、次の手法を検討し、収集計画を立てる。このとき、最低 1 週間に 1 回の燃えるごみ収集をめざす。
- ・ 燃えないごみ・大型ごみの収集を当面とりやめ、燃えるごみの収集エリアを細分化する。
 - ・ 燃えるごみのうち、腐敗するごみ（生ごみなど）のみを収集とする。
 - ・ 生活ごみ仮集積所（次項参照）を設置し、収集に要する時間を圧縮する。
 - ・ 他市町村からの外部支援を求める（近隣市に優先的に依頼し、近隣市から支援を受けられない場合は大阪府に広域支援を要請する）。
- (6) 収集計画の内容（収集場所、収集頻度、当面の収集日程等）を情報対策室と入電室に報告する。（市民への広報は情報対策室が行う。）
- ◆焼却炉等が稼動しない場合
- (1) 焼却ができない場合は、当面の燃えるごみはピットに投入し、ピット容量を超える前に、広域受け入れ施設を確保する。
- (2) 焼却以外の機能が稼動しない場合は、燃えないごみ・大型ごみの収集を当面見合わせ、機能の復旧を待って収集を再開する。復旧の見込みが立たない場合は、広域受け入れ施設を確保する。
- ◆環境クリーンセンターにアクセスできない場合
- (1) 迂回路を含む全アクセスルートの通行止めや、クリーンセンター内の橋りょう部の損壊などにより、クリーンセンターにアクセスできない場合、収集車両と人員が市街地にあれば（平日昼間の発災）、収集を行い、搬入先となる広域受け入れ施設を確保する。
- (2) 車両がクリーンセンターにある場合は（休日・夜間の発災）、燃えるごみの収集運搬の人員及び車両に係る外部支援を要請するとともに、広域受け入れ施設を確保する。

【し尿】

- (1) 市の収集作業員（2 名）、収集車両（1 台）の被災状況を確認する。作業員が被災している場合は、ごみ収集作業員をし尿収集に充てる（ごみ収集よりもし尿収集を優先して人員配置する。）
- 車両が稼動できない場合は、すぐに外部支援を要請する。
- (2) 災害対策本部室のホワイトボードから市内の道路状況を確認し、平常時と同じ収集ルートを使用可能か確認する。使用できない場合は、迂回路を確認する。
- (3) 生活支援対策部を通じて、各避難所に応急トイレの稼働状況（マンホールトイレの汲み取りの必要性、仮設トイレの設置状況、仮設トイレの使用人数等）を確認し、避難所のし尿の発生量を予測する。

- (4) 総務対策部に、避難所以外の施設（病院・福祉施設等）から仮設トイレに関する要請が入っていないか確認し、汲み取り要請があれば、施設の管理者に連絡を取って使用人数を聞き取り、し尿の発生量を予測する。
 - (5) 家庭のし尿＋避難所及び避難所以外のし尿を合わせて収集計画を立て、当面の収集日、収集頻度等を情報対策部、入電室に報告する。
 - (6) 収集車両 1 台で適切な頻度での収集ができない場合は、外部支援を要請する。
- ◆し尿希釈設備が稼動しない／環境クリーンセンターにアクセスできない場合
→ 近隣市町の処理施設に受け入れを依頼する。

4-2-2-6. 生活ごみ仮集積所の設置【発災後 1 2 時間】

* 実動マニュアル「8. 市民窓口対策部の災害対策業務の実施手順 3-3」転載

※生活ごみ仮集積所は、家庭生活ごみの緊急かつ臨時的な排出拠点として設置するものであり、災害がれき仮置き場とは別のものであること、排出されたごみ（特に燃えるごみ）はその日のうちに収集し、仮集積所に一時的にせよ保管するものではないことに留意すること。

- (1) 家庭生活ごみの通常収集が困難な場合は、市内に生活ごみ仮集積所を設置する。

※倒壊家屋などにより細街路での収集車の通行が困難な場合には通行困難エリアにおいて設置し、車両または人員の被災によるリソース不足により通常収集が困難な場合は全市域で設置する。

- (2) 生活ごみ仮集積所を設ける場所は、主要幹線道路の歩道上や、収集車両が横付けまたは進入できる公園、公共施設の敷地等とし、高齢者等がごみを排出することに配慮し、できるだけ数多く設置する。

※面積が広めの公園は、地域防災ステーションとして地域の自治会が使用している場合があるので、エリアの棲み分けを行う。

※世帯数が多いマンションなどは、マンションのごみ集積所をそのまま使用してもよい。その際は、近隣の戸建て住宅等の仮集積所としての合同使用を依頼する。

- (3) 仮集積所には、ごみを置くエリア、排出できるごみの種類を明示する（燃えるごみだけを対象とする場合はその旨を表示し、複数種類を対象とする場合は分別区分ごとに排出エリアを表示する）。
- (4) 仮集積所の設置場所、当面の収集日程を情報対策室と入電室に報告する（市民への広報は情報対策室から行う）。

4-2-2-7. 職員の2交代制の実施【発災後1日】

* 実動マニュアル「8. 市民窓口対策部の災害対策業務の実施手順 4-1」 転載

- (1) 実動配備の場合：12時間をめどに配備職員を交替させるとともに、当面3日間程度の交替要員（できるだけ早期に3交替をめざす）を決定する。
- (2) 総員配備の場合：初動対応が一段落した時点で、当面の対応に必要な職員のみを残して余剰人員を帰宅させ休養を取らせるとともに、当面3日間程度の交替要員（できるだけ早期に3交替をめざす）を決定する。

※特に幹部職員が長時間常駐状態にならないよう、幹部職員同士で調整し、交替・協働体制を取ること。

（例：環境クリーンセンターと環境整備室の責任者の併任、幹部職員が在宅休養中に重要事項の判断のみ電話で行う等）

4-2-2-8. 生活ごみ・し尿の収集開始【発災後1日】

* 実動マニュアル「8. 市民窓口対策部の災害対策業務の実施手順 4-3」 転載

- (1) 家庭生活ごみのうち燃えるごみ、避難所ごみ、し尿（家庭のし尿、避難所等のし尿）の収集は、発災後1日目の開始をめざし、遅くとも発災後3日以内に収集を開始する（家庭生活ごみのうち燃えないごみ、大型ごみは2週間以内の収集開始をめざす）。
- (2) し尿収集のリソースが不足する場合は、生活支援対策部を通じて避難所のトイレの状況を常に把握し、緊急性の高い避難所から優先的に収集する。
- (3) ごみ収集の予定日、収集日の変更、ごみ種別ごとの収集見込み（燃えないごみは当面収集できないなど）について、情報対策部と入電室にこまめに情報提供する。

4-2-2-9. 職員の3交代制の実施【発災後2日】

* 実動マニュアル「8. 市民窓口対策部の災害対策業務の実施手順 5-1」 転載

- (1) 職員、家族、自宅等の被災状況を確認し、今後のシフトを再調整する。
- (2) 3交替が困難な場合も、1人の職員が連勤12時間を超えないよう徹底する。
- (3) 子どもの世話のため出務できない職員が多くどうしてもシフトを組めない場合は、状況によっては子どもを連れて出務させることを検討する。（子どもは当該職員の目の届く範囲に滞在させること。）

4-2-2-10. 仮設トイレの設置・し尿収集の調整【発災後 2 日】

＊実動マニュアル「8. 市民窓口対策部の災害対策業務の実施手順 5-3」転載

- (1) 総務対策部から避難所、病院、福祉施設などへの仮設トイレ設置について要請があったときは、避難所運営者や施設の管理者等に連絡を取り、仮設トイレ必要数と設置場所について調整する。(必要数と設置場所の条件は【資料編】(本計画においては「3. 災害対策に係る基礎情報」)を参照)
- (2) 必要数を総務対策部に伝達して調達を依頼し、設置業者が決まったら、設置場所について業者と調整する。
- (3) 仮設トイレ設置数と使用人数から収集頻度を決定し、収集計画に反映するとともに、避難所または施設の管理者等に収集日程、収集頻度等を連絡する。

4-2-2-11. 災害がれき仮置き場の設置【発災後 3 日】

＊実動マニュアル「8. 市民窓口対策部の災害対策業務の実施手順 6-1」転載

※災害がれきの発生量予測、分別区分、仮置き場の設置基準、候補地、場内レイアウト例等は【資料編】(本計画においては「3. 災害対策に係る基礎情報」)を参照

- (1) 災害がれきが多量に発生している場合は、市内の公園等に災害がれき仮置き場を設置する。
- (2) 災害対策本部室のホワイトボードから市内の被災状況の最新情報を入手し、災害がれきの発生量を予測し、仮置き場の必要面積を試算する。
- (3) 仮置き場は、被害が特定エリアに集中している場合は当該エリアに、全市域に散在している場合は全市域に設置することとし、あらかじめピックアップしてある候補地から設置場所を選定する。
※体制が整わない場合は、必要面積分すべてを一気に開設するのではなく、段階的に開設する。
- (3) 仮置き場に、受け入れるがれきの分別区分、置き場所、搬入車両の動線、受け入れ時間等を明示する(当該仮置き場で受け入れない分別区分については、受け入れ可能な場所を併せて明示する)。
- (4) 受け入れ時間外に不法投棄されないよう、夜間などは出入り口を封鎖する。
- (5) 仮置き場 1 か所あたり、分別指導・安全管理員 3 名以上を常駐(受け入れ時間中)させるとともに、衛生巡視員(10 か所に 1 名程度)を配置できるよう人員を手配し、市職員で不足する場合は外部支援を要請する(交代要員も併せて確保すること)。
- (6) 仮置き場の場所、分別区分、排出ルール等を情報対策部と入電室に報告する(市民への広報は情報対策部が行う)。

4-2-2-12. 災害がれき仮置き場の安全・衛生保持【発災後 4 日目以降】

* 実動マニュアル「8. 市民窓口対策部の災害対策業務の実施手順 7-4」転載

- (1) 分別指導・安全管理員及び衛生巡視員は、作業着、防塵マスク（アスベスト対策）、ヘルメット、手袋、ゴーグル及び安全靴を着用し、分別指導・安全管理員は消火器を常備する。
- (2) 分別指導・安全管理員のうち 1 名は仮置き場の入口に立ち、入場者に場内動線と分別の説明を行う。残りの者は場内に分散して分別を誘導し、ルール違反や危険な行為がある場合は是正を指導する。
- (3) 自然発火のリスクを低減するため積み上げ高さは 5m を限度とし（崩落の兆候等がみられる場合は早めに積み上げを中止する）、分別区分ごとの排出量によって排出エリアを調整する。調整してもなお排出場所が確保できない場合は、当該仮置き場の運用を中止し、他の仮置き場へ誘導する。
- (4) がれきから少量の煙が立つ、温度上昇がみられるなどの場合は自然発火の危険があるため、当該仮置き場への入場を一時中止して消火器で一次対応するとともに、消防に出動を要請する。
※発火が確認された場合は、消防に通報すると同時に直ちに場外に全員退避し、隣接家屋に対して大声で火災発生を知らせ、避難を促す。
- (5) 衛生巡視員は、担当する仮置き場を 1 日 1 度巡回し、悪臭、害虫の発生など衛生状態の低下が確認された場合は、消臭剤、殺虫剤の使用等の対策について保健福祉対策部と協議し、必要な物資の調達を総務対策部に依頼し、または委託業者を手配する。

4-2-2-13. 災害廃棄物処理実行計画の策定【発災後 4 日目以降】

* 実動マニュアル「8. 市民窓口対策部の災害対策業務の実施手順 7-5」転載

※市施設の処理能力等は【資料編】（本計画においては「3. 災害対策に係る基礎情報」）を参照

- (1) 災害がれきの発生量の全貌がある程度判明した時点で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。実行計画には、以下の事項を記載する。
 - ・ 発生量
 - ・ 処理体制
 - ・ 処理方法
 - ・ 処理スケジュール
- (2) 実行計画の策定にあたっては、広域支援を視野に入れ、大阪府と十分に調整する。

4-2-2-14. 災害がれき処理にかかる広域支援の要請【発災後4日目以降】

* 実動マニュアル「8. 市民窓口対策部の災害対策業務の実施手順 7-6」 転載

- (1) 策定した災害廃棄物処理実行計画に基づき、必要とする支援内容（受け入れを要請する廃棄物の種類、量、搬入時期等）を明らかにする。
- (2) 協定を締結している北摂地域の市町を優先して支援を依頼し、被災状況等により十分な支援が受けられない場合は、大阪府を通じて広域支援を要請する。

4-2-2-15. 災害がれきの撤去【発災後4日目以降】

* 実動マニュアル「8. 市民窓口対策部の災害対策業務の実施手順 7-7」 転載

- (1) 応急復旧対策部、消防保安対策部等と情報共有し、道路や公共施設の災害がれきを撤去し（通行を阻害していたり、危険性が高いがれきなどを優先的に）、撤去したがれきは災害がれき仮置き場に搬入する。
※撤去にあたっては、石綿や発電設備・蓄電池等の危険物を含有する廃棄物に注意すること。
- (2) 市の車両で運搬できない重量物（市車両のスペックは【資料編】（本計画においては「3. 災害対策に係る基礎情報」）を参照）の運搬は、ごみ収集委託業者や応急復旧対策部を通じて土木業者に委託し、または大阪府を通じて外部支援を要請する。
- (3) 民有建造物の解体撤去は所有者の責任で行う必要があるため、相談があった場合は、その旨案内する。
- (4) 倒壊により道路、隣地等の安全を阻害している、または阻害する危険が高い民間建造物がある場合は、固定資産税課税情報等から所有者あるいは管理者等を特定し、解体撤去を要請する。
- (5) 所有者あるいは管理者等に連絡が取れず、かつ危険性が高い建造物については、市で解体撤去を行うべきかどうか、応急復旧対策部と調整して判断する。
- (6) 撤去した廃棄物の中に「思い出の品」（アルバム等）、貴重品（現金、通帳・証券類、貴金属等）があった場合は、がれきと分けて置き置き、思い出の品は発見場所を記録して市で保管し、貴重品は箕面警察署に届け出る。

4-2-2-16. 災害がれきの処分【発災後4日目以降】

* 実動マニュアル「8. 市民窓口対策部の災害対策業務の実施手順 7-8」 転載

- (1) 災害がれき仮置き場において、分別状況を確認し、分別が不十分なものがあれば是正する。

- (2) がれきの運搬に必要な人員・車両をごみ収集委託業者、土木業者等への委託、大阪府を通じて支援を依頼するなどにより確保する。
- (3) 災害廃棄物処理実行計画に基づき、災害がれき仮置き場からがれきを搬出し、市環境クリーンセンターで処理するものはクリーンセンターへ、それ以外の施設で処理するものは、仮置き場から搬入先に直接運搬する。

箕面市一般廃棄物処理計画における目標値の見直しについて

1. 減量・資源化の現状

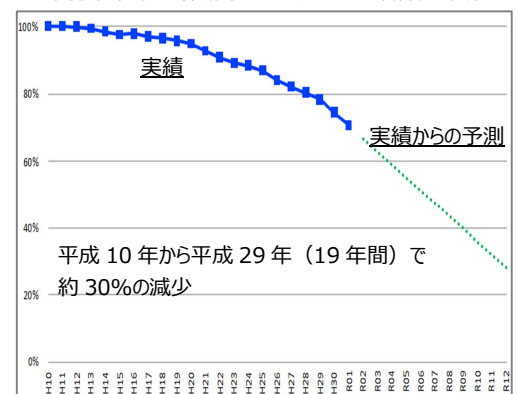
現行の「箕面市一般廃棄物処理計画」は、平成30年4月に策定後、家庭ごみ・事業系ごみは減少が見込まれるが、集団回収量はペーパーレス社会の影響を受け、新聞の発行部数が年々減少するなど排出量そのものが減少したことにより最小目標が未達成で、かつ実績値と目標値の乖離は拡大傾向となっている。

これは、家庭ごみ・事業系ごみは排出量の減少をめざす一方、集団回収量は排出量の増加をめざしていることに起因しているものだが、発生したごみに対する資源化行動だけではなく、排出抑制量も評価されるべきとの本計画の基本的考えのもと、目標値の見直しを検討した。

表. 各目標値の達成状況

項目	令和元年度実績	最大目標値	最小目標値
減量・資源化率[%]	31.6%	45.3%	31.9%
総ごみ排出量[g/人日]	918.4	890.0	924.9
家庭ごみ処理量[g/人日]	535.7	500.0	512.4
集団回収量[g/人日]	67.6	90.1	78.1
事業系ごみ排出量[g/人日]	315.1	299.9	334.4
資源化量[t]	5,701	13,025	6,427
(再生利用率[%])	(12.3%)	(27.6%)	(13.2%)

全国新聞発行部数(国民1人あたりに換算)の変化



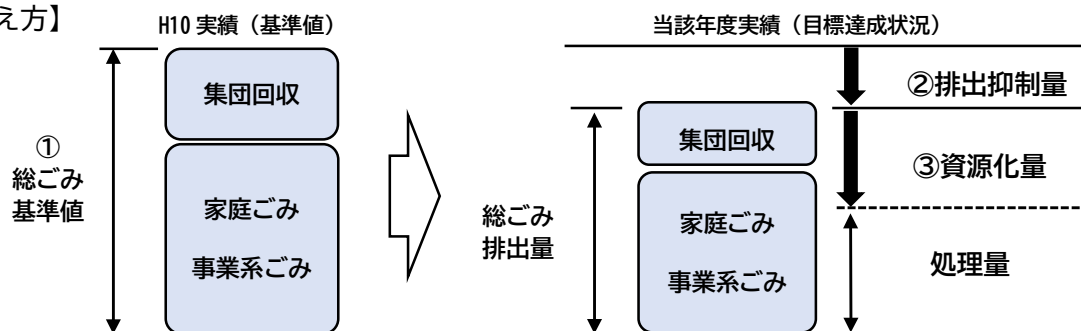
2. 目標値見直しの考え方

本計画は、『減量・資源化率』(平成10年度と比較しどれだけ減量・資源化が進んでいるかを表す指標)の目標値達成が基本である。

よって、目標値の見直しは集団回収量のみにとらわれず、基本目標である減量・資源化率の目標値見直しに着目、既存計画の考え方や枠組みはそのまま、社会情勢の変化を反映した目標値設定が適切と考えた。

なお、本計画の『減量・資源化率』の考え方は以下のとおり。

【考え方】



【算定式】

$$\text{減量・資源化率} = \frac{(\text{②排出抑制量} + \text{③資源化量})}{\text{①総ごみ基準値}}$$

社会情勢の変化を取り入れる

固定値

『減量・資源化率』の算出式にある②排出抑制量及び③資源化量の予測と最大値・最小値の設定に、近年の社会情勢の変化を以下のとおり取り入れることで、減量・資源化率の目標値設定とした。

(1)②排出抑制量の予測と最大値・最小値の補正

排出抑制量 = 総ごみ基準値(固定) - 総ごみ排出量(当該年度値)	
	↳ <項目> a.家庭ごみ + b.事業系ごみ + c.集団回収量
a.家庭ごみ	R12 予測に社会情勢の変化を取り入れるため、これまでの算定期間を3年間延長 【最大値】国のR7 目標値に設定 【最小値】R12 予測値を設定値に
b.事業系ごみ	R12 予測に社会情勢の変化を取り入れるため、これまでの算定期間を3年間延長 【最大値】R1 実績のごみ量をR12 目標値に(人口増加等を加味せず現排出量をキープ) 【最小値】R12 予測値を設定値に
c.集団回収量	R12 予測に社会情勢の変化を取り入れるため、これまでの算定期間を3年間延長 【最大値】と【最小値】近年の新聞発行部数より将来の発行部数を予測(補正率を設定)

(2)③資源化量の予測と最大値・最小値の補正

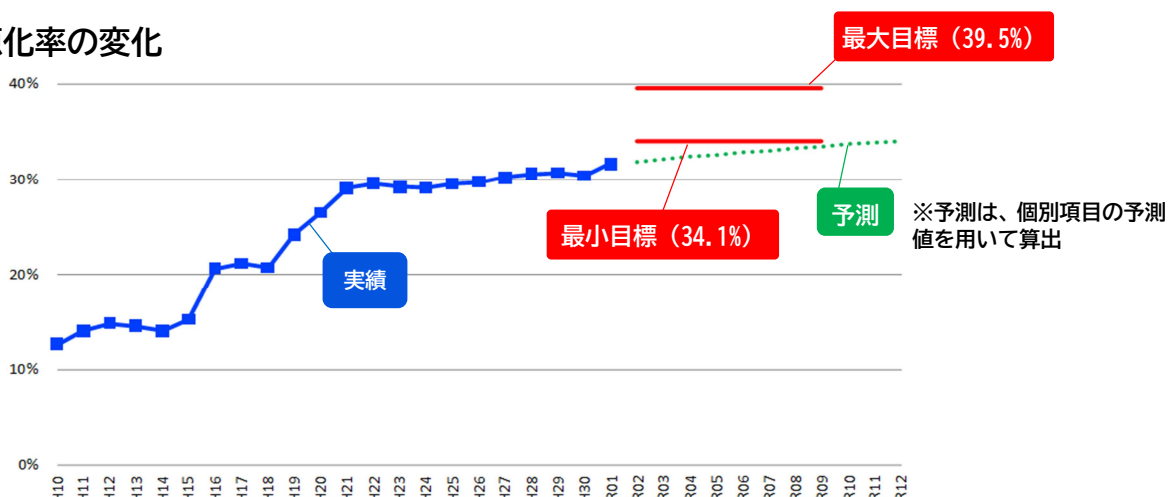
資源化量 = 集団回収量(当該年度値) + 集団回収以外資源化量(当該年度値)	
↳ ②排出抑制量 c.集団回収量にて設定済み	↳ ②排出抑制量 a.家庭ごみ b.事業系ごみの設定値に準じる

3. 減量・資源化率の目標設定

各項目を見直し、改めて算定した個別目標は以下のとおり。 ※詳細は別紙のとおり

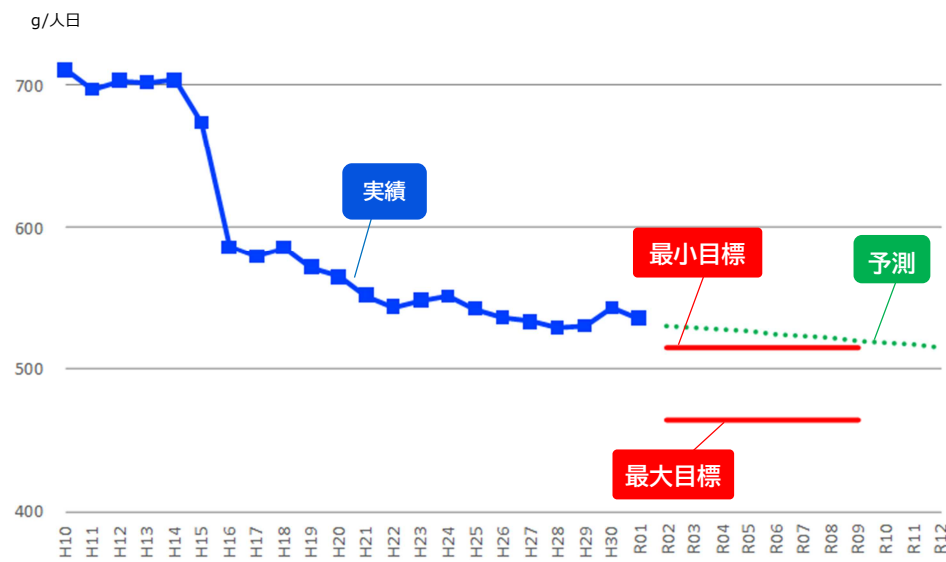
項目	現計画目標値	見直し案(※)
減量・資源化率[%]	[最大] 45.3	[最大] 39.5
	[最小] 31.9	[最小] 34.1
総ごみ排出量[g/人日]	[最大] 890.0	[最大] 829.8(R02)~816.5(R09)
	[最小] 924.9	[最小] 892.3(R02)~866.4(R09)
家庭ごみ処理量[g/人日]	[最大] 500.0	[最大] 464.5
	[最小] 512.4	[最小] 516.0
集団回収量[g/人日]	[最大] 90.1	[最大] 65.7(R02)~52.3(R09)
	[最小] 78.1	[最小] 63.9(R02)~38.0(R09)
事業系ごみ排出量[g/人日]	[最大] 299.9	[最大] 299.6
	[最小] 334.4	[最小] 312.5
資源化量(再生利用率)	[最大] 13,025t (27.6%)	[最大] 14.1%(R02)~12.7%(R09)
	[最小] 6,427t (13.2%)	[最小] 12.9%(R02)~10.3%(R09)

減量・資源化率の変化



[参考] 個別項目の目標設定方法

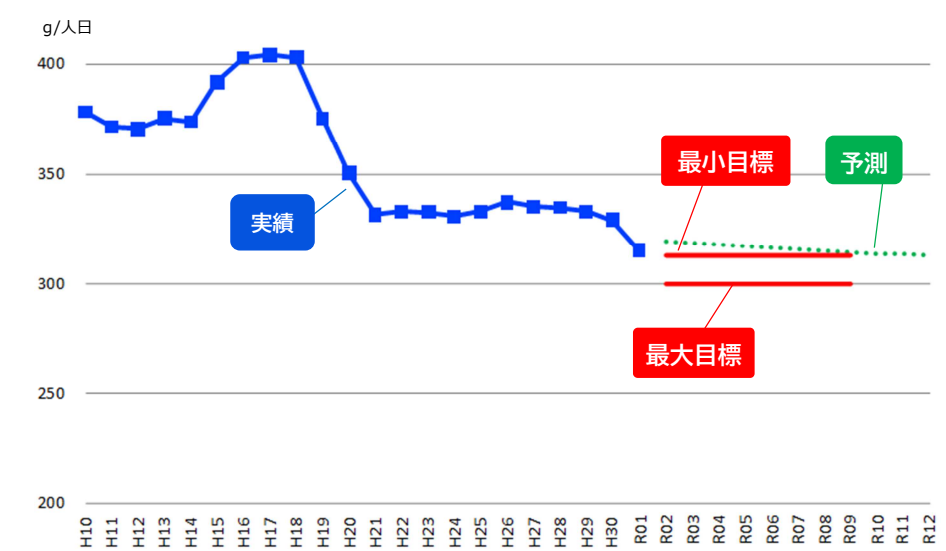
1. 家庭ごみ



	現計画	見直し案
予測	「H24-H28 実績」に基づき R12 まで予測	「H24-R01 実績」に基づき R12 まで予測
最大目標	R02 国目標に基づき設定 500g/人日	R07 国目標に基づき設定(注 1) 464. 5g/人日
最小目標	R12 予測値を採用 512. 4g/人日	R12 予測値を採用 516. 0g/人日

(注 1)
国目標値は資源ごみを除く家庭ごみ 440g/人日。
資源ごみの R01 実績内訳比率に基づく R07 予測
資源ごみ量が 24.5g/人日なので、440+24.5 =
464.5g/人日とした。

2. 事業系ごみ

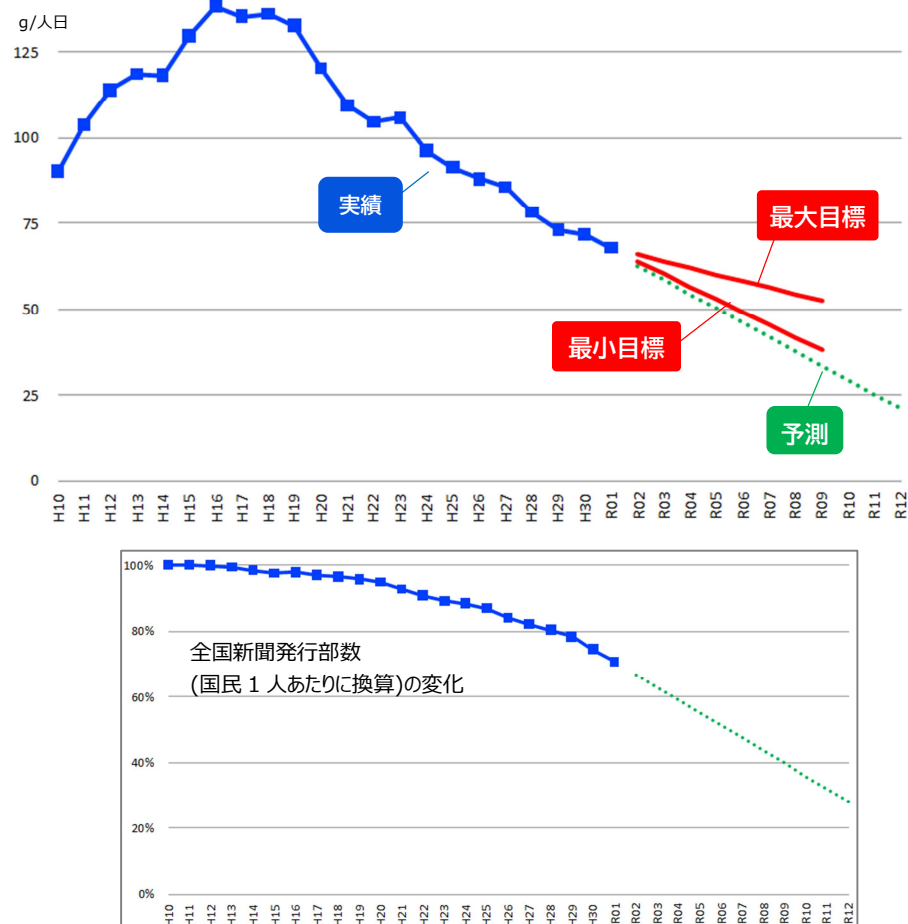


	現計画	見直し案
予測	「H24-H28 実績」に基づき R12 まで予測(注 1)	「H24-R01 実績」に基づき R12 まで予測(注 1)
最大目標	総ごみー(家庭ごみ+集団回収)で算出 299. 9g/人日	R01 実績を R12 予測人口に適用 299. 6g/人日
最小目標	H28 実績値を採用 334. 4g/人日	R12 予測値を採用 312. 5g/人日

(注 1)
t/日で予測し、g/人日に再計算。

3. 集団回収

集団回収をめぐる社会情勢の変化を取り入れるため、近年の全国新聞発行部数の変化を参考に目標値を設定する。

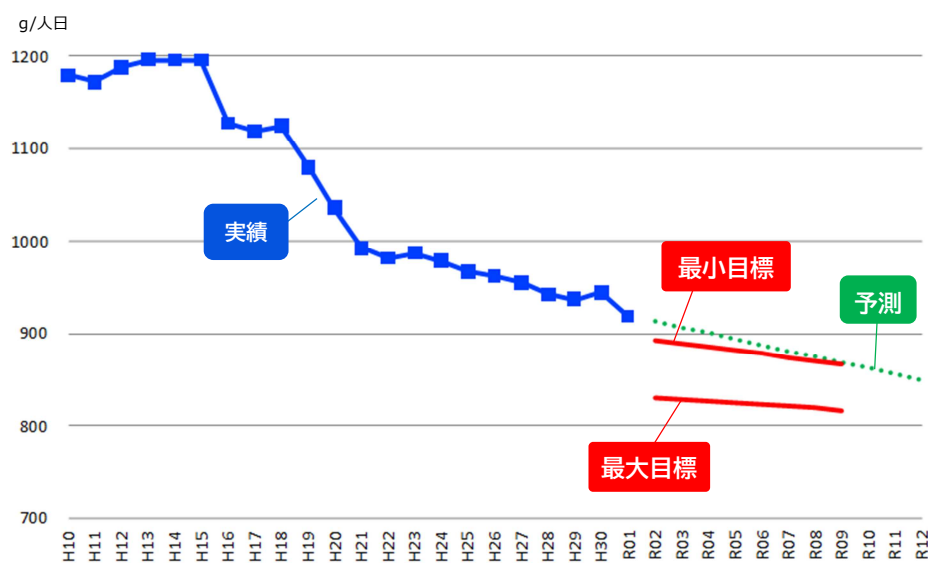


	現計画	見直し案
予測	「H24-H28 実績」に基づき R12 まで予測	「H24-R01 実績」に基づき R12 まで予測
最大目標	基準値を採用(注1) 90.1g/人日	新聞発行部数の将来予測変化率を R01 実績(新聞)に適用(注2) 新聞以外は R01 実績を維持 R02: 65.7g/人日 → R09: 52.3g/人日
最小目標	H28 実績値を採用 78.1g/人日	新聞発行部数の将来予測変化率を R01 実績(全項目)に適用(注2) R02: 63.9g/人日 → R09: 38.0g/人日

(注1)
基準値は、H10 の実績(g/人日)

(注2)
全国新聞発行部数(国民1人あたりに換算)の H29-R01 の実績をベースに直線的に引いた予測線から変化率を算出

4. 総ごみ排出量



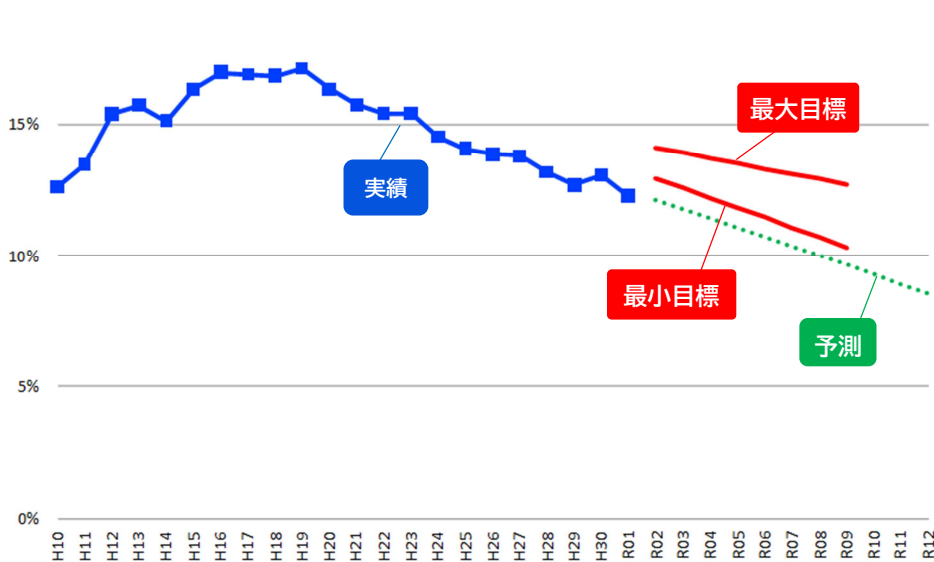
	現計画	見直し案
予測	「H24-H28 実績」に基づき R12 まで予測	「H24-R01 実績」に基づき R12 まで予測
最大目標	R02 国目標に基づき設定 890g/人日	家庭ごみ+事業系ごみ+集団回収で算出(注1) R02: 829.8g/人日 → R09: 816.5g/人日
最小目標	家庭ごみ+事業系ごみ+集団回収で算出 924.9g/人日	家庭ごみ+事業系ごみ+集団回収で算出(注1) R02: 892.3g/人日 → R09: 866.4g/人日

(注1)
集団回収量の目標値が年ごとに变化するため、総ごみ原単位の目標値も年ごとに变化する

5. 再生利用率

トン数での目標設定は、ごみの量が増えれば資源化される量も増えることになることから、見直し案では「**再生利用率**」を目標値とした。

$$\text{再生使用率(\%)} = \text{資源化量} \div \text{総ごみ排出量}$$



	現計画	見直し案
予測	「H24-H28 実績」に基づく「集団回収」と「集団回収以外」の予測値を合計	「H24-R01 実績」に基づき R12 まで予測
最大目標	R02 国目標再生利用率を R02 総ごみ排出量予測値に適用して設定 13,025t	(集団回収最大目標値+集団回収以外資源化量の R12 予測値)÷総ごみ排出量(最大目標値)で算出(注1) R02:14.1% → R09:12.7%
最小目標	H28 実績再生利用率を総ごみ排出量(最小目標値)に適用して算出 6,472t	(集団回収最小目標値+集団回収以外資源化量の R12 予測値)÷総ごみ排出量(最小目標値)で算出(注1) R02:12.9% → R09:10.3%

(注1)

集団回収量の目標値が年ごとに变化するため、再生利用率の目標値も年ごとに变化する

令和 3 年度一般廃棄物処理実施計画

1. 一般廃棄物の排出及び資源化状況

令和 9 年度目標値と現在の状況を以下に示す。（目標値は、報告第 2 号による目標値見直しを反映したもの。）

項 目		令和元年度 実績	令和 2 年度 実績(見込)※	令和 9 年度 目標値
減量・資源化率 [%]	(B+D)/C	31.6%	32.4%	34.1～39.5%
総ごみ排出量 [g/人日]	A	918.4	907.9	866.4～816.5
家庭ごみ処理量 [g/人日]		<u>535.7</u>	<u>551.6</u>	516.0～464.5
集団回収量 [g/人日]	B ₁	67.6	63.3	38.0～ 52.3
事業系ごみ排出量 [g/人日]		<u>315.1</u>	<u>293.0</u>	312.5～299.6
集団回収以外資源化量 [g/人日]	B ₂	(45.0)	(48.0)	(51.4)
資源化量 [g/人日]	B=B ₁ +B ₂	(112.6)	(111.4)	(89.4～103.7)
再生利用率 [%]	B/A	12.3%	12.3%	10.3～12.7%
総ごみ基準値 [g/人日]	C	(1,178.3)	(1,178.3)	(1,178.3)
排出抑制量 [g/人日]	D=C-A	(259.9)	(270.4)	(311.9～361.8)

※令和 2 年度実績(見込)は、令和 2 年 1 月～12 月の実績値を示す（通常は 4 月～翌 3 月の実績値）

2. 減量・資源化へ向けた取組み

一般廃棄物処理基本計画に定める事項(廃棄物処理法第 6 条第 2 項)の取組み状況と令和 3 年度実施計画は次のとおり。

項 目	令和 2 年度取組み状況	令和 3 年度取組み実施計画
一般廃棄物の発生量 及び処理量の見込み 【6 条第 2 項第 1 号】	【継続】 各種ごみ発生量の変化の把握 【新規】 一般廃棄物処理基本計画の計画値見直し	【継続】 各種ごみ発生量の変化の把握 ※新型コロナウイルス感染症の影響による排出量 の変化を注視
一般廃棄物の排出の 抑制のための方策に 関する事項【6 条第 2 項第 2 号】	◆家庭ごみ 【継続】 燃えるごみ専用袋無料配付の経済的手法 【継続】 箕面くらしナビ（スマホアプリ）による排出方 法等の啓発・周知 【継続】 北摂 7 市 3 町におけるレジ袋無料配布中止 【継続】 不法投棄防止活動（監視カメラ設置・パトロール等） 【継続】 ゆずる堆肥生産・販売 ◆事業系ごみ 【継続】 大規模小売店舗・多量排出事業への減量計画 書提出指導（対象店舗数：55 店舗）	◆家庭ごみ 【継続】 燃えるごみ専用袋無料配付の経済的手法 【継続】 箕面くらしナビ（スマホアプリ）による排出方 法等の啓発・周知 【継続】 法に基づくレジ袋無料配布中止 【継続】 不法投棄防止活動（監視カメラ設置・パトロール等） 【継続】 ゆずる堆肥販売 【新規】 食品ロスにおける府下市町村の取組み調査 ◆事業系ごみ 【継続】 大規模小売店舗・多量排出事業への減量計画 書提出指導
分別して収集するも のとした一般廃棄物 の種類及び分別の区 分【6 条第 2 項第 3 号】	【継続】 5 種 7 品目分別収集の徹底 【継続】 分別排出ルールとマナーの啓発指導 【継続】 集団回収団体数の増加・利用促進 【継続】 各種リサイクル法の遵守と徹底	【継続】 5 種 7 品目分別収集の徹底 【継続】 分別排出マナーの啓発指導 【継続】 集団回収団体数の増加・利用促進 ※自治会説明会への参加 【継続】 各種リサイクル法の遵守と徹底
一般廃棄物の適正な 処理及びこれを実施 する者に関する基本 的事項【6 条第 2 項第 4 号】	【継続】 環境測定の定期実施(適正值の維持) 【継続】 処理設備の計画的整備(長期包括運営委託)	【継続】 環境測定の定期実施(適正值の維持) 【継続】 処理設備の計画的整備(長期包括運営委託)
一般廃棄物の処理施 設の整備に関する事 項【6 条第 2 項第 5 号】	【完了】 環境センターの大規模工事完了(施設の長寿 命化及び発電能力向上、CO ₂ 排出量の削減) 【継続】 止々呂美残灰処理場の維持管理(長期包括運 営委託)	【新規】 工事の効果確認(発電量、CO ₂ 排出量等) 【継続】 止々呂美残灰処理場の維持管理(長期包括運 営委託)
その他一般廃棄物の 処理に関し必要な事 項【その他】	【新規】 災害廃棄物処理計画を策定	【新規】 災害廃棄物処理計画に基づく資材管理、収集 委託業者との情報共有等